

令和 8 年玉村町議会第 2 回定例会会議録第 4 号

令和 8 年 6 月 4 日（木曜日）

議事日程 第 4 号

令和 8 年 6 月 4 日（木曜日）午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１３人）

1 番	川 端 悟 君	2 番	峯 岸 敬 一 君
3 番	笛 木 美登利 君	4 番	嶋 田 由紀子 君
5 番	井 上 景 子 君	6 番	松 本 幸 喜 君
7 番	羽 鳥 光 博 君	8 番	堀 越 真由子 君
9 番	備前島 久仁子 君	10 番	高 橋 茂 樹 君
11 番	浅 見 武 志 君	12 番	月 田 均 君
13 番	新 井 賢 次 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	鈴 木 寛 史 君	総 務 課 長	丸 山 智 志 君
企 画 課 長	関 根 伸 行 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岡 田 寛 子 君	子ども育成課長	畑 中 哲 哉 君
住 民 課 長	齋 藤 博 君	環境安全課長	齋 藤 智 彦 君
経済産業課長	平 野 敏 行 君	都市建設課長	原 田 英 樹 君
上下水道課長	上 村 明 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	加賀美 博 隆 君
学校教育課長	青 木 栄 二 君	生涯学習課長	金 子 英 明 君

事務局職員出席者

議会事務局長	関 根 聡 子	局 長 補 佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	爲 谷 麻 友		

○開 議

午前 9 時開議

◇議長（新井賢次君） 着席願います。おはようございます。ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 一般質問

◇議長（新井賢次君） 日程第 1、一般質問を行います。

3 日に引き続き、順次発言を許します。

初めに、8 番堀越真由子議員の発言を許します。

〔8 番 堀越真由子君登壇〕

◇8 番（堀越真由子君） おはようございます。通告に従って、これより一般質問を始めます。

大きな質問 1、祇園祭の継承及び安全対策に関する支援の在り方について。本町には 12 の郷土芸能があり、地域の歴史と文化を継承する重要な役割を担っている。今回は、そのうち祇園祭について伺う。祇園祭は文化財としての価値を有する屋台の運行や地域住民の参加によって支えられており、町の魅力を発信する行事として大きな役割を果たしている。そこで、以下の質問について伺う。

（１）、祇園祭の運営と地域負担の現状について。

1、祇園祭（下新田・上新田）における運営費や必要経費の現状について、町としてどの程度把握しているか。

2、近年、担い手不足、屋台の修理・維持費の高騰、お祭り開催時の警備費の増加（警察からの指導による人員確保の必要性）、ごみ箱不足など、地域だけでは対応が難しい課題が生じていると伺っている。こうした課題について、町としてどのように認識しているか。

3、下新田・上新田各地区では区費からの負担（例 15 万円）に加え、各家庭から協力金（地区により異なるが、おおむね 3,500 円程度）の集金を行っているが、区民の高齢化の進行などにより協力金の確保が年々難しくなっていると伺っている。こうした地域負担の現状について、町としてどのように把握しているか。

4、令和 5 年第 3 回定例会において、町長は「祇園祭を盛り上げていくことは、指定民俗無形文化財の保存活用という観点から大変重要なことであると認識している」と答弁されている。現状の課題を踏まえ、町としてどのように支援の在り方を考えているか。

（２）、安全対策の強化について。

1、祇園祭の屋台の運行中に車両が進入する事例があり、危険な状況が生じていると伺っている。町として現状をどのように把握しているか。

2、祇園祭と同日に町主催のふるさとまつりが開催されており、来場者の通行も増えることから、

安全確保の重要性が一層高まっている。通行禁止の看板等の安全対策について、町として支援の拡充を検討する考えはあるか。

（３）、文化財としての屋台の修理・継承支援について。

１、文化財としての屋台の修理費の現状と、町補助の考え方について伺う。

２、文化財の継承に向けた修理補助の見直しや、ふるさと納税等の活用方針について、町としてどのように考えているか。

３、技術継承や後継者育成について町としてどのような支援を検討しているか。

大きな質問２、保育料負担の在り方と子育て支援施策について。近年、全国的に保育料の無償化や軽減を進める自治体が増加している。一方で、保育士不足や保育の質の確保、財政負担の増大など、自治体運営上の課題も指摘されている。本町においても子育て支援の充実は重要な政策課題であり、保育料負担の在り方について住民からの関心も高い。そこで、町としての子育て支援の優先順位と方向性を確認する必要があると考え、以下の質問を行う。

（１）、保育料無償化の検討状況について。

１、県内市町村の保育料無償化の状況について、どのように把握しているか。

２、玉村町では保育料無償化は検討されているか。また、無償化を実施する場合に想定される費用や、制度上の課題についてどのように考えているか。

（２）、保育の質の確保及び保育士確保について、以下の点を問う。

１、保育士不足の現状と課題認識について。

２、保育の質の確保に向けた取組状況について。

３、保育士への国の処遇改善加算の活用状況について。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。堀越真由子議員のご質問にお答えします。

まず初めに、祇園祭の継承及び安全対策に関する支援の在り方についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

次に、保育料負担の在り方と子育て支援施策についてお答えします。まず、１点目の保育料無償化の検討状況についてですが、現在、国の制度により保育料がかかるのは、ゼロ歳児クラスから２歳児クラスの児童となっていますが、玉村町では、その児童が第２子以降である場合に保育料を無償化する制度を実施しています。

県内の他市町村の状況ですが、ほとんどの市町村で第３子以降保育料無償化を実施していますが、渋川市やみどり市、富岡市、榛東村、吉岡町のほか、山間部を中心とした一部の町村では、第１子から保育料の無償化が実施されています。

玉村町では、令和２年度からどこまで無償化できるかの検討を行ってきており、令和３年度から第２子以降保育料無償化を実施しておりますが、さらなる完全無償化の検討を進める場合には、第１子保育料について検討することになります。仮に第１子保育料の無償化を実施した場合の財政負担ですが、令和７年度保育料を基準に考えると、保育所利用者から町が徴収する保育料が約４，９５０万円、また認定こども園の利用者負担額が約７６０万円だったことから、それらを合わせた約５，７００万円が第１子保育料無償化に要する額となります。このように、第１子保育料無償化を実施した場合は、これが毎年となりますので、町財政への影響は少なくありません。

一方で、年々出生数が減少していく中、その要因の一つとして経済的な不安があるとすれば、町としてもその不安を軽減することで子供を産み育てやすい環境を整え、町全体で子供を大切にしていくことも重要になっています。そのため、無償化を検討するに当たっては、その目的や方法、財源、課題、効果等について引き続き研究し、財政状況はもちろんのこと、他の子育て支援施策への影響等も総合的に判断していくことが必要であると考えておりますが、前向きに検討していきたいと考えています。

次に、２点目の保育の質の確保及び保育士確保についてお答えします。保育士の人材不足は全国でも課題となっており、玉村町においても例外ではありません。町内の保育所において、国の保育士配置基準を満たせないという事態は生じていませんが、公立保育所においては、クラスへの保育士配置を優先するために一時預かり事業をお休みしなければならない期間が生じることもありました。また、児童の人数に対する保育士配置基準の改正がされ、より手厚い保育士の配置が進んでいるほか、個別の支援を必要とする児童に対応する加配保育士の必要性が増えてきているなど、今後、さらなる人材確保が必要になることも予想されます。

このような昨今の保育士不足は、単に人材が不足しているというだけではなく、保育士業務の多忙化や多様化といった負担の増加も要因であると言え、働き方の改善や業務の効率化など、保育士の負担軽減についても取り組む必要があります。

今年度、公立保育所では保育ＩＣＴシステムの導入を実施する予定であり、保育に係る業務をデジタル化することで保護者の利便性向上と保育士の業務負担の軽減を図ってまいります。そのような業務改善を行っていくことで、保育士が働きやすい環境をつくっていくことが、保育内容の充実や保育の質の向上や確保につながる要因の一つであると考えています。

また、保育士の処遇に関することですが、国が実施する処遇改善加算は、基本的な賃金改善分のほか、技能や経験などの要件に応じて公定価格に基づく給付費に加算されて私立保育施設に支払われているものです。町内の私立保育施設からも、毎年処遇改善加算の適用に係る申請が提出され、県の審査により施設ごとの加算率が適用されています。町が保育施設に対して公定価格に基づく給付費を支払うことは、これら処遇改善加算も適用しており、国の加算が各保育施設における保育士の賃金的処遇改善に活用されているものと考えています。

なお、公立保育所の保育士については、人事院勧告に基づく給料表の改定により、処遇改善が図られています。

今後、これら給与面での処遇改善や働き方の改善、業務の効率化といった保育士の負担軽減などについても取り組んでいき、保育士の確保や保育の質の向上につなげてまいりたいと考えております。

◇議長（新井賢次君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君） おはようございます。堀越真由子議員の祇園祭の継承及び安全対策に関する支援の在り方についてのご質問にお答えいたします。

現在、町内には12の指定無形民俗文化財がありますが、まず1点目の上新田、下新田地区の祇園祭の運営と地域負担の現状についてお答えします。町では、4丁目から7丁目までの各保存会に対し、郷土芸能保存活動費補助金を交付しております。また、祇園祭全体に対しては、郷土芸能保存活動費警備費等補助金を交付しております。補助事業の実績報告書として提出された収支報告書によりますと、令和7年度の事業費総額は437万2,577円となっております。なお、これは補助対象経費として報告のあった金額です。

毎年開催しております郷土芸能保存会代表者会議におきましても、担い手不足や資金不足について代表者の皆様からご報告をいただいております。町としましても、郷土芸能の保存・継承に大きな危機感を抱いていることから、令和6年度に町内の無形民俗文化財15団体を対象とした郷土芸能保存活動費補助金の拡充を行い、これまで上限3万円であった補助額を上限15万円に引き上げました。

また、同時に5,000人以上の集客が見込まれる郷土芸能に対し、警備費等を補助する郷土芸能保存活動費警備費等補助金を新設いたしました。上新田、下新田地区の祇園祭は、この補助制度の対象となっております。さらに、令和7年度には、警備用放送設備を補助対象に追加し、支援の充実を図ったところです。補助率は、警備費及び警備用放送設備の合計額の90%で、上限額は175万円となっております。

近年の担い手不足、屋台維持費の高騰、さらには区民の高齢化による協力金確保の難しさなど、地域負担の現状につきましても、保存会の皆様からのご相談等を通じて把握しているところです。今後も先ほど申し上げた各種補助制度を活用しながら、可能な限り支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の安全対策の強化についてお答えいたします。昨年度、交通規制中に車両が進入した事案があったことは把握しております。そのような事態を防ぐため、町では警備費等に対する補助を行っているところです。補助金を有効に活用いただき、警備員や規制看板等の効率的な配置をお願いしているところであります。

次に、3点目の文化財としての屋台の修理、継承支援についてお答えします。これまで傷みやすい車輪の修理を中心に指定文化財修理補助を行ってまいりました。補助率につきましては、町指定文化

財、もしくはこれに準ずるものは費用総額の10分の5以内、指定文化財附属品の修理または補充については費用総額の10分の3以内となっております。なお、補助上限額は200万円です。

また、昨年度に玉村まつり祇園祭「総ぶっこみ」復活継承プロジェクト実行委員会を組織したところですが、祇園祭における総ぶっこみの復活と、将来にわたる祭りの継承を目的として、文化庁の令和8年度地域文化財総合活用推進事業を活用し、6丁目本屋台の四輪及び新屋台前輪の修理を実施する予定となっております。町としても併せて補助を行う計画です。

文化財継承に向けた修理補助制度の見直しにつきましては、現時点では考えておりませんが、今後ふるさと納税の活用などについて、関係課と協議してまいりたいと考えております。

技術継承の課題につきましては、町内外の子供たちに祭りへ参加していただく機会をつくることを目的として、祇園祭こども太鼓の参加者募集を実施しております。祇園祭と子供たちをつなぎ、より多くの子供たちに祭りを知っていただき、参加していただく機会を提供してまいりたいと思います。また、祭りのチラシやポスターを作成し、祭りの盛り上げに寄与できるよう支援を行っております。

歴史資料館におきましても、来館者に対し、祭りの動画視聴やパンフレット配布を行うとともに、令和5年度には祇園祭の企画展も実施いたしました。また、毎年開催される町産業祭において、郷土芸能の普及、継承を目的とした体験コーナーも出展しております。さらに、保存会による学校での実演など、積極的なPR活動も行われております。

令和8年度には、小中学生を対象として、昨年度の動画コンテストに引き続き、お祭り芸術コンテストを企画しております。これは、祭りの魅力を多くの方に知っていただき、その魅力を後世へ大切に残すとともに、子供たちの郷土愛を育むことを目的として実施するものです。郷土芸能を受け継ぐのは子供たちであるという認識の下、今後もこのような事業を通じ、ハード、ソフトの両面から技術継承や後継者育成につながるよう支援を続けてまいります。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 8番堀越真由子議員。

〔8番 堀越真由子君発言〕

◇8番（堀越真由子君） ご丁寧な答弁をいただきました。

祇園祭の保存・継承についてなのですけれども、祇園祭、江戸時代末期から地域の文化を育んできた大切なお祭りだと思っています。令和5年第3回定例会において町長は、「祇園祭を盛り上げていくことは、指定民俗無形文化財の保存活用という観点から大変重要」と答弁されていました。一方で、今回のご答弁、町としても担い手不足や資金不足について大きな危機感を持っているという一文がありました。保存会からも、地域だけで支えていくには少し難しいという声も出ております。そこで、順次伺っていきます。

地域負担の実態把握についてなのですけれども、ご答弁では令和7年度の祇園祭事業費総額は約437万円とのことでした。町から各丁目へ補助金を3万円から15万円に拡充して交付、さらに警

備費など補助金を交付されているということで、地元からもありがたいとの声が届いています。しかし、地区によって異なるのですけれども、通告書にも書きましたが、お祭りの負担金として店舗や個人からの寄附金、また各家庭から区費とは別に1件につき3,500円ほど集める地区、また区費と合わせて年間1万円を集めている地区もあると聞きます。また、それとは別に各地区の区費からもそれぞれ15万円ずつ用意しているとのこと。実際にお祭りにかかった費用として、令和7年度は、各地区で警備費、放送設備が約4万円、ちょうちんなど電気代が12万円、4地区全体での保険料が13万円弱、7丁目では仮設トイレ代が5万5,000円、またそれに子供向けの備品や、その他運営費がかかり、若手育成や継承活動に回せる余力が残っていないという現状です。住民の高齢化も進み、負担が大きく、全額払えないという家庭もあるとのことでした。

そこで伺います。町として補助対象経費ではなく、地域が実際に負担している総体としての負担実態をどの程度把握していますでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金子英明君発言〕

◇生涯学習課長（金子英明君） お答えいたします。

先ほど教育長の答弁にもありましたように7年度の総額は437万2,577円ということで、こちらで把握している費用につきましては、補助事業の対象として報告をいただいたものということでございますけれども、当然お祭りを開催するには費用がかかるというところは認識としてございます。町としましては、先ほどの答弁にもありましたように、お祭りの来場者の安全面の確保というところを考えまして補助金の制度を実施しているところでございます。なかなか全体の総額というのは把握し切れていないところがございます。

以上でございます。

◇議長（新井賢次君） 8番堀越真由子議員。

〔8番 堀越真由子君発言〕

◇8番（堀越真由子君） ありがとうございます。

15万円に増やしていただいて各地区に補助金を出していただいているということなのですが、それを上回る警備費であったりとか、電気代であったりとか、昔は各家が明るくて、道も明るいので、電気代が要らなかったとか、あとは警備費も、警察がいろいろ言わないので、そんなにかからなかったといった話もあります。なので、地区だけで回していくことができたというお話も伺っているのですけれども、やはり花火大会も警備費がかかってとか、いろいろ人件費が高くなっていく中で、なかなか若手の育成にお金を使えない。地区からお金をかなり出しているけれども、それでも足りないといった状況になっています。町として無形の文化財ということで大事にしていくとおっしゃっているのですけれども、なかなか、担い手不足であったりとか、そういうところを解消していくことが、地域の皆さん、本当に熱心に小学校に行ったりとか、展示をしたりとか、皆さんに働きかけるよ

うなことはされていると思うのです。だけれども、やはりちょっと、町の財産としてももう少し地域に、町もあれなのですけれども、地域に寄り添えるような支援がいただけないかと思っはいるのですけれども、その辺、いかがお考えでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金子英明君発言〕

◇生涯学習課長（金子英明君） お答えいたします。

確かに堀越議員のおっしゃるように、お祭りの費用が、物価高騰の折もありますので、様々経費が上がっているというところは承知しております。しかしながら、補助事業につきましては、財政負担の面等もありますので、度々そこを拡充するというのはなかなか難しいのかなと思っております。ただ、郷土芸能の保存・継承というところは、生涯学習課でも文化財係として力を入れているところでございますので、代表者の方等と密にお話をさせていただきながら、そういった子供であったりとか、また地域外の方々がお祭りに参画していただけるような支援といったところを一緒に考えていければと考えています。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 8番堀越真由子議員。

〔8番 堀越真由子君発言〕

◇8番（堀越真由子君） 昨日、担当課の事前確認をさせていただいたときに、基本は地域主体であって地域の財産であるといった説明も受けました。その考え方は理解するのですけれども、祇園祭は単なる地域行事ではなくて、町が指定した文化財ということで、やはり担い手不足、資金不足について危機感を抱いているということをご存じであれば、町のお祭りとして幾ら地区が負担しているのか、そしてその補助金が見合ったものであるのか、やはり密にお話をしながら検討していただけたらと思っています。

継承計画と支援の在り方なののですけれども、保存会から担い手不足とか資金不足が深刻化していく中で、このままでは地域だけで支えていくことが難しくなるといったお話を聞いています。役場の職員に準備段階から現場に入っていて、課題を一緒に把握してほしいといった提案も出されているかと思います。これは単なる人手不足からというよりも、町と保存会、同じ目線で同じ課題を共有したいという思いの表れだと思うのです。その辺について、町としてはどのように受け止めて検討するというお考えがありますか。

◇議長（新井賢次君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金子英明君発言〕

◇生涯学習課長（金子英明君） お答えいたします。

先ほどから申し上げさせていただいておりますけれども、やはり町職員に限らず、いろんな方々、地元の方以外の、例えばお子さんであったりとか、その地域に住んでいらっしゃる方ではない方にお

祭りに参加をしていただくという機会をつくるということが、やはり新しい風をそこに吹き込んで、また違う考え方が生まれる契機になるのかなと思っておりますので、様々、例えば講演会を開催したりとかということも今後計画をされているようですけれども、そういったところを捉えて新しい方の参画を呼び込んで、継承につなげていきたいと考えています。

◇議長（新井賢次君） 8番堀越真由子議員。

〔8番 堀越真由子君発言〕

◇8番（堀越真由子君） 町の人に参加していただくのは、本当に大歓迎というところであるのですが、なかなかお祭りの実態というか、どういうところに人が足りないとか、どういうことに困っているというのは、やはり一緒に体験することで見えるものが、当事者として分かると思うのです。なので、ずっと一緒というわけではなくてもいいので、例えば週に1回、行けるときだけでもいいので、お祭りの実行委員の方と一緒にお祭りをつくり上げながら課題を見ていただけたらと思います。

先ほど安全の確保に力を入れていると伺ったのですが、安全対策の強化についてというところで、昨年度、町は交通規制中に車両が進入した事案があったということを把握しているとおっしゃっていました。これは非常に重大な事案であり、来場者や参加者の安全を考えれば、再発防止等の強化が不可欠だと思うのですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金子英明君発言〕

◇生涯学習課長（金子英明君） お答えいたします。

先ほどの答弁でもお答えさせていただきましたけれども、昨年度の交通規制中に車両が進入してしまったという事案、確かに非常にお祭りの来場者、また参加者にとっては危険な状況であると認識しております。そういったこともありまして、警備費等の補助金という制度もございますので、そちらを有効的にご活用いただいて、例えば警備員の配置であったりですか、規制看板の配置であったりですかというところを適切な形で警察等とも相談をいただきながら実施をしていただくというところをお願いしたいと考えています。

◇議長（新井賢次君） 8番堀越真由子議員。

〔8番 堀越真由子君発言〕

◇8番（堀越真由子君） 令和6年度と7年度を比べて警備費が6万円上がっているというところで、これからも上がっていくことが見込まれるのではないかなと。今でも不足しがちな警備費、というところで考えていただくことはできないかなというところなのですが、現場からは看板が目立たない、小さいのだとか、古くなっているとか、パイロンも貸していただけるのは本当にありがたいのですが、不足しているところもあると。通行止め箇所全てに人員配置ができない、そこに全て警備員を配置することはできないといった声も出ていまして、新しくまたそこに看板を用意することは資金的にもとても厳しいというお話があります。補助制度があっても、なお現場では物理的な不足

が解消されていません。

そこで伺います。補助金が出ていても、やはり車両進入があったというところで、目立つ看板を置く、そういった安全対策についてこれから検討するお考えはないでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金子英明君発言〕

◇生涯学習課長（金子英明君） お答えいたします。

町としましては、先ほどからご説明させていただいております郷土芸能保存活動費補助金、また郷土芸能保存活動費警備費等補助金を活用いただきまして、警備体制また安全対策を実施していただきたいというところでございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 8 番堀越真由子議員。

〔8 番 堀越真由子君発言〕

◇8 番（堀越真由子君） 安全は第一だと思うのですが、町長としての見解はいかがでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 祇園祭の件、いろいろ聞いていまして、この前の大東建託のアンケートで、住み心地がいいというところで、玉村町は群馬県内で4位に上がってきた人気度ですけれども、その中で大事なのは人間が生きるために必要なのは衣食住で、だから水とか、教育、医療、福祉、それから道路インフラとかいろいろあるのですけれども、その中で、やはりそのほかに文化インフラというか、要するにこの玉村町に住んでいて誇れるお祭りや楽しいイベントとか、そういうのがあるということが住みこちランキングを上げていくものだと思いますので、それで2日間行われるこの祇園祭の歴史的な兼ね合いから見て、毎年会議なども開いていますから、役員の方との話なども聞いていますので、やはりそういうものでどうやって対応していったらいいのか、もちろん考えますし、しかし祇園祭だけではなくて、玉村町にはたくさんお祭りもありますので、その祭りをすることによって、地域の対立を乱すのではなくて、地域同士のつながりを高め合えるような、そういった状況も勘案して、玉村町の文化インフラというか、そういうものを高めていくという感覚が必要かなと思います。

◇議長（新井賢次君） 8 番堀越真由子議員。

〔8 番 堀越真由子君発言〕

◇8 番（堀越真由子君） お話はよく分かりました。この上新田、下新田のお祭りは5, 0 0 0人規模ということで、警備費がかかっている。電気代がかかっている。これは全部が出るわけではなくて9 0 %ということで、これが補助金1 5 万円を超えて支払っているという実態があります。ほかの地

域のお祭りも本当に大事なものだとは思いますが、その負担割合というところを考えたときにどうかということも思っておりますので、その辺もちょっと考えていただけたらと思っています。

次に、屋台修理と継承支援についてなのですが、今度文化庁の事業を活用し、屋台の車輪の修理をする予定であるとお話を伺いました。一方で、現場では保存会の方が勉強して、自ら新屋台を分解して、悪い箇所を確認しながら修理しているという実態があると伺っています。本当にお休みの日とかいろんなときに研究して、元の形に必ず戻すという気持ちで、写真を撮って丁寧に直されています。そういった熱意ある方が玉村町にはいるということは、本当に素晴らしいことだなと思っています。その新屋台というのは文化財指定は受けていないようなのですが、無形文化財としての祇園祭を支える重要な屋台であることには変わりがないと思います。

そこで、保存会が自ら修理して維持に努力している実態を町としてどのように受け止めているのかをお聞きします。

◇議長（新井賢次君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金子英明君発言〕

◇生涯学習課長（金子英明君） お答えいたします。

祇園祭の屋台の保存というところで、確かに今回、6丁目の屋台につきまして文化庁に申請をしたところ、国の補助金の交付決定があり、こちら国の費用、町も補助金を交付しますが、こちらで修理をするということになっております。また、そのほかの町内の屋台につきましても、地域の皆さんの努力によって、実際自ら勉強されて修繕をされているという実態は把握をしております。そういった中で、生涯学習課としましても、そういった熱意ある方々のお話を真摯に聞きながら、補助事業等活用できるところは情報提供をさせていただきながら、また一緒に考えていながら保存を支援していきたいと考えています。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 8番堀越真由子議員。

〔8番 堀越真由子君発言〕

◇8番（堀越真由子君） 前向きな答弁をいただいて、ありがとうございます。やはり話し合いをしていくということは本当に大切なことだなと思います。

この修理に必要な木材とか、そういったものは、なかなか町にも地区にもお金がないということで、直す方が自分の自己費用でやっているということを伺いました。そういったところも考えていただいて、こういった修理に必要な技術の継承をするために、その技術を担ってきた方々を支えていかなくは、将来、もうこういう修理の技術が失われてしまう、そして失われたものはもう戻ってこないということになりますので、屋台修理に関わる技術の継承についても町として考えていく必要があるかなと思っています。今後、何か支援をしていただくようなことを考えていただくことはできますでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金子英明君発言〕

◇生涯学習課長（金子英明君） お答えいたします。

お祭り全体の継承と同時に、そのお祭りに使う道具、祇園祭であれば屋台等の技術の伝承といったところは当然必要でありますし、考えていく必要があると考えております。先ほども申し上げましたけれども、その費用を町が負担するかというところは、なかなか難しいところもありますので、継承に向けての支援であったりですとか、あとは専門家にどういった修理が適切なのかといったこともこちらから聞くこともできますので、そういった情報提供をさせていただきながら、お祭りと同時に、そのお祭りの大切な道具の継承にも支援をしていきたいと考えています。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 8番堀越真由子議員。

〔8番 堀越真由子君発言〕

◇8番（堀越真由子君） では、最後になるのですが、文化庁の地域文化財総合活用推進事業というものでは、屋台の修理だけではなくて、担い手の育成であったりとか、後継者の育成、記録作成、普及活動なども対象となると出ていました。国が費用の2分の1を補助する事業のようなのですが、これは保存会が単独で出すのではなくて、自治体が計画をつくって国に出すものようです。令和8年度の募集は既に終了しているのですが、修理だけではなく、担い手の育成であったりとか、後継者の育成であったりとか、記録作成など、令和9年度以降を見据えて具体的な計画を町と保存会が一緒になって出していくといったことは考えられますでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金子英明君発言〕

◇生涯学習課長（金子英明君） お答えいたします。

様々、町の補助金以外にも県の補助金であったり、国の文化庁の補助金であったりといったところで伝統芸能の継承に係るメニューというのは用意されているというところは認識をしておりますので、こういったメニューが適当か、またそれを実施することでどのような効果が得られるかといったところをまた研究させていただきまして、地元の方ともお話をさせていただきながら考えていきたいと思っています。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 8番堀越真由子議員。

〔8番 堀越真由子君発言〕

◇8番（堀越真由子君） すみません。最後と言ってしまったのですが、ふるさと納税の活用についてお聞かせください。関係課と協議していくとのご答弁がありました。早期に具体化していくことが本当に必要となってくると考えます。いつ頃から協議を始めるお考えでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金子英明君発言〕

◇生涯学習課長（金子英明君） お答えいたします。

やはり費用の面といったところはとても厳しいというところがございます。お祭りにしても、その道具の修理に関してもというところもあります。また、なかなか補助金だけで賄えない部分は自己資金という形になることもありますので、そういったところを少しでもふるさと納税等で賄うような形ができれば、負担も軽減されるのかなというところもありますので、いつからという時期はなかなか明言できないところがございますけれども、実際それを活用することで負担が軽減できるということであれば、事業を進めながら考えていきたいと思っています。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 8番堀越真由子議員。

〔8番 堀越真由子君発言〕

◇8番（堀越真由子君） 分かりました。

経済産業課にもお聞きしたいのですが、看板設置とか、そういったところは経済産業課さんの担当なのかなと思います。あと、トイレについてなのですが、7丁目で仮設のトイレを3台ですか、置いているということで、以前はふるさとまつりと一緒にトイレを借りて、置いていた割合が低かったようなのですが、もしいっぱい借りると安くなるというようなことが分かりましたら、一緒に借りていただいて、負担金は7丁目が持つとか、そういったことをしていただくということができますか。あと、看板についてもちょっとお聞かせいただけたらと思います。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

ふるさとまつりにつきましては、毎年、玉村小学校の校庭で行っております。そのため、特に関連して交通規制はございませんので、交通規制等の看板設置は行っておりません。出演者、それからお客様がこの会場でこういったイベントやっているよという案内の看板については設置はしていますが、それ以外の看板については特に設置を行っておりません。

それから、トイレにつきましても、昨年度が土曜日の1日のみで玉村小学校でふるさとまつりを開催させていただきまして、そのときにふるさとまつりの来場者用にトイレを4基設置させていただいております。これにつきましては、玉村小学校の校庭内に設置をさせていただきまして、当課の発注形態としますと、ふるさとまつりが1日だったものですから、1日のみのレンタルという形で契約させていただいて設置をしておりました。ただ撤収の時期が、業者さんの都合によりまして、翌週の月曜日撤収にしたいというご意向もございましたから、使用は土曜日、設置のまま、そのまま日曜日も設置はしてあったのですが、最終的に月曜日撤収ということで、契約上のレンタルは土曜日のみとな

っております。

一緒に発注ということなのですが、2日間の予算取りをしていないものですから、例えば同時発注、発注者を別としまして、ふるさとまつりの実行委員会と上下新田さんの発注と、例えば当課で発注業者との見積り合わせが決まった段階で、上下新田さんに、こういう業者に決まりましたので、そちらのほうに当日当課で4基設置しますから、上下新田でもお願いしたいというお話を上下新田さんのほうから業者さんにお話ししていただいて、相対的に安くなるかどうか分からないですが、そういった組合せの発注はできるかなと思います。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 8番堀越真由子議員。

〔8番 堀越真由子君発言〕

◇8番（堀越真由子君） 分かりました。

ふるさとまつりに来られる方も、車ではなくて歩いて来られると思うのです。そうやって歩いてきたときに車が進入してきたとか、事故に遭ってしまうとか、そういったことも考えられるので、分けてしまうのではなくて、やはり安全というところを考えていただけたらなと考えます。祇園祭は経済効果だけでなく、やはり地域のつながりとか、子供たちへの地域の文化の継承、また高齢者を含めた住民のコミュニティーの維持に大きく寄与していると考えます。保存会の皆さんの努力だけではなくて、やはり町としても保存・継承の方向性を明確にさせていただいて、多くの住民が関われるような仕組みづくりを進めていただけたらと思います。

大きな2番に移ります。保育料負担の考え方なのですが、ご答弁では保育料負担の在り方について前向きに検討したいとありました。一方で、保育士不足や、公立保育園においては一時預かり事業の休止期間もあったと。また、加配保育士の必要性など、保育体制そのものが揺らぎつつある現状なのかなと考えます。

そこで、まず現在の保育体制に対する認識について伺います。一時預かりを休止した期間が生じたこと、また加配保育士の必要性が高まっていることを踏まえて、町は現在の保育体制をどう認識しているか。また、課題があれば教えてください。

◇議長（新井賢次君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 畑中哲哉君発言〕

◇子ども育成課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

まず、現在の保育士の数、状況でございます。4月1日現在で、あくまで公立でございますけれども、正職員は第1から第4までで44人、会計年度職員が67人、派遣職員が3人ということでございます。現状、当初は職員の確保は特に問題なくできておりまして、無事に運営はスタートしているということでございます。年度が進みますと、よくありますのが保育士が産休、育休に入ることになったということで、報告を受けて慌てて産休代替を探すとか、ちょっと忙しくなる場合もございます。

けれども、現状ではまずは公立につきましては何とかなっているということでございます。ただ、今後当然保育料の無償化等の実現がもしできるようになれば、あくまで予想ですけども、保育所の需要が上がるということは、保育士も探さないといけないというところで、なかなかここは悩ましいところかなとは思っておりますけれども、現状では募集すると手を上げてくださる方、会計年度さんもいまして、何とかなっているというところでございます。

◇議長（新井賢次君） 8番堀越真由子議員。

〔8番 堀越真由子君発言〕

◇8番（堀越真由子君） 毎年の決算審査では、保育士手当てに関して、募集したのだけれども来なかったと、そういった説明を聞いています。ゼロ歳児から2歳児まで無償化ということになりますと、ゼロ歳児は3人に1人の保育士がつかないといけないということをお聞きしました。そうなってくると、保育士、本当に取り合いというか、不足している中で難しいのかなという考えもあります。保育の質を上げるであつたりとか、保育士の確保というところは本当に大切だと思うのですが、町として無償化をするに当たり、保育士の質を上げる、そういった問題があると思うのですが、町長、その辺の順番についてはどのようにお考えでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 結局、一つの政策をすると、関連するいろいろなところに、相乗的に影響が出てきますので、その辺も対応していかなければならないとは思いますが。その一方で、今日もニュースになっているけれども、日本の年間出生数はもう70万人を割っている、出生数が減っている中で、なぜ出生数が減っているか、また結婚に届かないのかという、いろんな要因があると思うのです。そこはもう若い人たちが今の社会に対して大きな不安を持っているという、自分が人生設計できるのかどうかということもあるし、生まれた子供が幸せに人生を送れるのかどうかという、その不安まで実は何か持っているような感じがしてならないのです。

そういう中で町でできることというのは、経済的負担を軽減していくということですけども、そういう中において、例えば保育料無償化することによって子供が増えてきたと。そうしたら、その後の、今度は保育体制が整っていなければ、これも弱ったものだということなので、それはやはりもっともっと保育士さんの、福祉関係もそうなのだけれども、待遇を上げていかなければならないと思うのです。これは大きな国の、政府の力によるところが多いので、自治体だけではどうにもならないところがあるのだけれども、そのことは認識した上で、やはり保育料をできるだけ低くすること、無償化、できればすることによって、やはり産み育てる環境、それから保育士さんの働き方、人数を確保することによって産み育てる、社会で子供を産み育てるという、その観点はやはり大事なことだと思っていますので、そのことを把握しながら進めていこうと思っています。

◇議長（新井賢次君） 8番堀越真由子議員。

〔８番 堀越真由子君発言〕

◇８番（堀越真由子君） 地域社会再生事業費というものを国が始めました。保育士確保だけではなくて、地域のサービスに関わる事業に関わっている人に対しての補助金を、国が地方交付税という形で出してくれる、１００％出してくれるという制度となっています。社会福祉士さんであったりとか看護師さん、あと学校の先生とか、加算となるという制度のようです。

この間、担当課の課長さんともお話しさせていただいたのですが、厚生労働省では保育士就職準備金を４０万円貸付けして、２年働くとそれがなくなる。それを町独自で加算して出すことができる。そういうことを始めている自治体もあるようです。その加算した分も国から補填が来るというような事業であったりとか、あとこれは町の負担が出てしまうのですが、保育士の宿舍借り上げ支援、最大８万２，０００円ということで家賃の補助をする、そういうこともできます。奨学金返済支援、キャリアアップ研修、また代替保育士配置の補助、こういったものも、担当課さんにも教えていただいたのですが、県の社協を通して実施されるということで、保育士さんのお給料を上げるということにはできないのですが、ほかのところで手当てをすることができるというものです。そういったものの周知について、玉村町ではしていく考えがあるのか。また、町で導入できる国の補助金というものがあれば、これから導入していく考えがあるかというところをお聞きしたいと思います。

◇議長（新井賢次君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 畑中哲哉君発言〕

◇子ども育成課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

私も地域社会再生事業、申し訳ございません、改めまして本当に見させていただきました。保育士の就職準備金や奨学金の返済支援などは、群馬県におきましては県社協さんがやっておりますけれども、やはり５月２９日の上毛新聞にも、保育士養成の学校の入学者数が減っているということで、各市町村、なるべく早いうちに保育士を抱え込むというか、そのような競争が始まってきているのかなという認識でございます。現時点では、こちらの再生事業、特に検討等ありませんでしたが、近隣の自治体の動向も見ながら、波に乗り遅れないように対策を研究していこうとは思っております。

◇議長（新井賢次君） ８番堀越真由子議員。

〔８番 堀越真由子君発言〕

◇８番（堀越真由子君） 今後保育士が不足すること、今でも保育士が不足しているので、なるべく早めに保育士さんの処遇改善をして、玉村町に来ていただくといったことが必要になってくるかなと思います。それが子供たちの保育の質を上げるということになって、玉村町は優れていると、そういうところを示していくことでまた移住者が増えていくのではないかなと思っています。無償化したから移住者が増えているというデータもあると思うのですが、保育の質が高いところに

行きたいという家庭もありますので、その辺、早めにやっていただけたらと思います。

最後に、無償化にするのが、やはり財源がたくさん必要になってくるということで難しいと。けれども、やはり低所得者層に対しての支援というのは必要になってくるかなと考えます。その辺は町としていかがお考えでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 畑中哲哉君発言〕

◇子ども育成課長（畑中哲哉君） 堀越議員、申し訳ございません。ちょっと聞き取れなかったので、いま一度よろしいですか。

◇議長（新井賢次君） 8番堀越真由子議員。

〔8番 堀越真由子君発言〕

◇8番（堀越真由子君） 低所得者層、滑舌が悪くてすみません。ゼロ歳から2歳までの、非課税世帯はあまりお金がかからないという国の支援なのですけれども、あまり収入がない家庭に対しての支援というのは必要になってくるかなと考えます。その辺、無償化についても含めて、町としてはいかがでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 畑中哲哉君発言〕

◇子ども育成課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

現在のところ、生活困窮の方の対応等は計画がないのかなと思いますけれども、考えていきたいと思っています。

◇議長（新井賢次君） 休憩いたします。10時15分に再開いたします。

午前10時休憩

午前10時15分再開

◇議長（新井賢次君） 再開します。

◇議長（新井賢次君） 次に、12番月田均議員の発言を許します。

〔12番 月田 均君登壇〕

◇12番（月田 均君） 議席番号12番月田均です。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問を行います。傍聴の方はありがとうございます。質問は計3問です。

ところで、昨日の台風6号、名前はチャンミーというそうですが、皆さん、被害はどうでしたか。雨は降りましたが、風は全く吹かず、本当に台風だったのか。気象庁、間違えたのではないかと思います。ところが、午後6時近くに下之宮の区長さんから電話がありました。内容は、利根川の

サイクリングロードの上にアカシアの木が倒れている。チェーンソーを持ってすぐに来てくれということでした。行ってみると、大きなアカシアがサイクリングロードを塞いでいました。根元から倒れ、ちょっと手に負えそうもないので、土木事務所に処理をお願いし、帰ってきました。アカシア以外の被害がなくてよかったということです。

では、質問に入ります。第1の質問、シルバー人材センターの活性化について。玉村町のシルバー人材センターは、昭和50年代後半、今から40年以上前に開設されたと聞く。当時は高齢者の人口が少なく、元気な高齢者のお小遣い稼ぎ、生きがい、ボランティアの延長として活動していたと思う。しかし、その後40年以上が経過し、現在では高齢者人口が急増し、現役並みに働ける人、働きたい人が多くなっている。そのため、高齢の方がプロの労働力として活躍できる環境を整える必要が出てきたと考えられる。

現在、規模の小さな町村は別として、市や規模の大きな町は公益社団法人を立ち上げ、シルバー人材センターを運営している。仕事の内容は、除草、草刈り、低木の剪定、伐採だけでなく、広い範囲の仕事をしているようだ。シルバー人材センターの活性化について検討する時期に来ていると考えるが、町の対応を問う。

第2の質問、ごみステーションの問題及び対策について。今年の1月末のこと、私の家から東の方向50メートルから100メートルのところにあるごみステーション2か所に伊勢崎市のごみ袋が捨てられていた。中には賞味期限切れの缶詰がたくさん入っていた。区長さんが自宅に持ち帰り、缶の蓋を開け中身を取り出し、空き缶を玉村町のごみ袋に入れ替え、ごみステーションに出したという話を聞いた。また、その後、マットレスが捨てられていたという話も聞いた。私の家の近くのごみステーションには、2月に入り、反射式の電気ストーブが出され、粗大ごみのため回収されず残っていた。このストーブは、私が家に持ち帰り、後日、私がクリーンセンターに枝木を持ち込んだときに一緒に運び、引き取ってもらった。ごみステーションにはいろいろ問題があるようです。町はどのような問題を把握しているか。そして、その問題にどのように取り組んできたか。また、取り組もうとしているか。

第3の質問、道路の縁石の改善について。道路にできた穴が原因で車が破損し、町が損害賠償を請求されたという話を時々聞く。また、道路の横のグレーチングの劣化による事故の話も聞く。迅速な対応をお願いする。

ところで、町道を走って、穴やグレーチングの劣化以外に気になることがある。それは道路の横にある縁石である。現在施工中の縁石は高さが15センチと低く、問題を感じることはないが、2005年以前に設置された古い縁石は高さが30センチと高く、丁字路や商店街から左折するとき、その縁石に接触し、タイヤやバンパーを傷つけたりする危険がある。また、左折するとき、縁石が気になり、対向車線にはみ出す危険を感じる。2005年以前に設置された縁石は、車が歩道に乗り上げないように歩行者を守るため高くしていたが、その後、高いと高齢者がつまずき転倒する危険があ

り、バリアフリーの観点から国土交通省の指導で低くしたとのことである。安全性を考慮し、丁字路や商店街から出る場所の高い縁石の端部の傾斜を緩やかにできないか。

以上で第1回目の質問を終わります。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 月田均議員のご質問にお答えします。

まず初めに、シルバー人材センターの活性化についてお答えします。玉村町のシルバー人材センターの運営は、平成5年4月1日より玉村町社会福祉協議会に委託しており、就業を通じて高齢者の社会参加と生きがい高揚を図ることを趣旨として、補助的、短期的な業務を請け負っています。

令和7年度の実績としましては、作業件数が187件、作業延べ人数が772人となっており、作業内容としては、除草や庭木剪定などとなっております。

月田議員のおっしゃるとおり、高齢者人口は急増し、現役並みに働ける人、働きたい人が多くなっていると思います。そのような中で、それぞれが自身の生活設計に合った柔軟な働き方を選択できるように、シルバー人材センターは補助的、短期的な業務に特化し、高齢者の居場所と出番を安全につくり出しております。

活性化という点においては、平成30年度から開始した、ちっとんべえお助け隊を充実させようと、会員確保を目的に令和6年度から生活支援講習会を年2回開催し、また、ちっとんべえお助け隊のPRを強化しているところです。令和6年度までは、年平均2件程度の請負件数でしたが、令和7年度は19件となり、請負件数が増加しています。

また、公益社団法人についてですが、群馬県内の全市のシルバー人材センターは公益社団法人となっており、また一部の町村でも公益社団法人として運営されているようです。公益社団法人として運営している大泉町シルバー人材センターの令和6年度実績は1,364件とのことで、玉村町の10倍の規模となっています。まずは、現在の運営形態で活性化を図ることに注力し、必要に応じて公益社団法人も一つの選択肢として検討していきたいと考えています。

次に、ごみステーションの問題及び対策についてお答えします。昨年6月議会でもお答えしましたが、ごみステーションに関して一番大きな問題点としましては、ごみ出しルールが守られておらず、分別されていないごみ、指定袋以外で出されたごみ、指定袋に入り切らない粗大ごみ、ブロックやテレビなど、町では処理できないごみが日常的に出され、汚れているステーションが少なからず見受けられることです。

ルール違反のごみは、出した人への注意喚起を図るため、「収集できませんシール」を貼り、ごみステーションに残しておきます。シールを貼って残されたごみの約半数は、出した人が自主的に回収しておりますが、残りはそのまま放置されるため、原則おおむね1か月経過した後で玉村町で回収しております。

町では、ごみ出しルールが守られていないごみステーションがあると住民から相談を受けた場合には、ごみ収集委託業者や地区衛生支部から情報収集をし、ごみの分別を周知する注意喚起の看板作成や、ダミーの監視カメラ設置を促すなど、地域の実情に即した対応を考え、提案しております。

ごみ出しルールが守られない一番の原因は、ごみ出しに関する住民のモラルの低下にあると考えられ、改善するのは大変難しい問題です。今後も継続して各種広報媒体を活用し、住民一人一人のモラル向上を訴えるとともに、ごみの減量、分別意識を高めてもらえるよう積極的に情報発信をしてまいります。

最後に、道路の縁石の改善についてお答えします。歩道と車道を区切る縁石の高さにつきましては、道路構造令により現在は15センチ以上と定められております。議員のご質問にあるように、20年ほど前までに設置された道路の縁石は25センチのものが設置されておりました。この仕様の変更は、平成15年の道路構造令改正時の道路整備コスト縮減対策の一環で、縁石の高さが15センチの製品が使用できるようになったことによるものと認識しています。改正以前の縁石につきましては、現在のものよりも大きいため、縁石ブロック部の資材単価も高額であり、また縁石基礎部を別工程で施工していたため、材料、施工コストも割高でありましたが、改正後は縁石部と基礎部が一体となった製品の使用が可能となり、道路整備コストの縮減が図れるため、改正後におきましては新設箇所を採用しております。

議員のご質問にあります、バリアフリーの観点から国土交通省の指導で低くしたとの内容につきましては、縁石の高さのことではなく、店舗等への車両の乗り入れ箇所における車道と歩道との段差について、歩道の一般的構造に関する基準で5センチを標準とする変更があったものではないかと思われます。車道と歩道との間に設置する縁石につきましては、歩道への車両の進入を防止し、歩行者の安全を確保するために設置しているものであり、改正前の縁石が基準に合わないものではないため、今のところ、積極的に既存の縁石を低いものに改修していくことは考えておりません。

また、縁石端部の傾斜を緩やかにできないかとのご意見につきましても、基準に適合しないものではないため、今のところ実施は考えておりません。

なお、車両の衝突事故等により大きく破損した場合につきましては、現在は傾斜のきつい縁石端部は製造されておきませんので、傾斜の緩やかな高さ25センチ、長さ60センチの直線的な傾斜形状の製品で修繕を実施しております。

今後、車道や歩道の拡幅等を伴う大規模な道路改良工事を実施する際には、現行の道路構造令に沿った縁石への改修を行っていきたいと考えております。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） 先ほどの回答で、玉村町のシルバー人材センターというのは、作業件数が187件という話だったのですが、実際に売上げというか、事業規模は幾らになっているのですか。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

シルバー人材センターの作業請負件数１８７件ですか、それについての事業の実績額については、令和７年度なのですけれども、４３２万７，８７８円となっております。そこから作業した会員さんに配分される金額が３５１万８，５７９円ということになっております。

◇議長（新井賢次君） １２番月田均議員。

〔１２番 月田 均君発言〕

◇１２番（月田 均君） ちょっと私が調べたのとは違うのですけれども、同じような規模でシルバー人材センターを実施している大泉町というのがあるのです。それが何件かという１，３６４件。玉村町が１８７件に対して１，３６４件、契約金額が４，８３６万円ということで、何かすごい差があるのですけれども、契約金額も１０倍もあるということになるのですけれども、これに関しては、やはり非常にシルバー人材センターが活性化されていないということになると思うのですが、その辺は認識していますか。玉村町のシルバー人材センターの活性化が遅れているということは、町も認識しているでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

玉村町のシルバー人材センターは実施主体が玉村町となっておりまして、その運営を社会福祉協議会に委託しています。委託内容としては、高齢者の就業に関する情報収集、提供ですとか、就業に関する相談ですとか、会員の希望能力に応じた就業の機会の開拓と提供ということでございまして、これを社会福祉協議会に委託しているというのは、地域のニーズや困り事というものと、高齢者の活躍の場を結びつけるコーディネーターの役割のようなことをしていただきたくて、それがやはり社協だからこそできるところだと考えておりますので、そこを玉村町社協の色を出して工夫してやっていただきたいということで業務を委託しているところです。

そして、月田議員もおっしゃられましたとおり、働きたいという意欲のある高齢者が多い中で、この実績はどうかというところなのですけれども、町長の答弁にもありまして、働き方というのは様々で、その人の生活設計に合った働き方というのがいろいろあると思います。現役並みに働きたい方というのは、例えば現役で働いていた会社で続けて雇用をしてもらって、そのままその会社で自分の能力を発揮していきたいという方もいれば、ちょっとお小遣い稼ぎでいいのだよというようなところ、就職するまで、そこまではないけれども、ちょっとやりがいを見つけないのだよという方。いろんな働き方というのがあって、いろんなことを選択できるような状況に、そういう選択肢を広めたいということで、シルバー人材センターは、その補助的な短期的な仕事、そういうちょっとした仕

事をしたいのだという方向けのセンターとなっておりますので、件数は今のところ少ないのですけれども、そういった働き方を希望する方というのは大勢いるかと思うので、そういった方に向けてのPR活動というのはしていかなければならないなとは思っています。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） 町の考え方は一応分かりました。

ところで、委託料というので、今、社会福祉協議会に出しているのですけれども、令和7年度の委託費、予算の中にあると思うのですけれども、これは幾ら出しているのですか。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

町からの委託料は、令和7年度は545万9,000円となっております。令和6年度も同額で、ここ2年続けて同額となっております。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） そうしますと、町が500万円ちょっと出して、実際仕事をしている、実績が四百三十何万円か。何かちょっと理解できない。費用がかかり過ぎているのではないかと私は思うのですけれども。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） ちょっと回答になるかどうかあれなのですが、町から出している委託料というのは、シルバー人材センターの運営するための社協の人件費が主になっております。なので、町の委託料に対する事業費というのは人件費です。先ほど、私が申し上げた事業というのが、シルバー人材センターで実際に請け負った仕事で得た収入についてで、432万7,878円というのが事業費の総額というようなことで答えてしまいました。最初の答えが、私が勘違いしていた回答だったかもしれないのですが、町の委託料に対する事業費というのは社協の人件費となっております。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） あまりよくは分からないのですけれども、取りあえず玉村町は500万円少し出して、シルバー人材センターをある意味で運営しているということなののですけれども、だから大泉町は1,364件で5,000万円近くの仕事をしていると。あと、町で公益社団法人を運営している吉岡町というのも、これは玉村町より人口も少ないし、面積も少ないのだけれども、シルバー

人材センターは4,000万円ぐらいの仕事をしているのです。だから、そういっぱい仕事をするか、それとも本当に高齢者の生きがいシルバー人材センターを運営しているか、考えの違いなのです。

どっちがいいか悪いか、私はないと思うのだけれども、私の一般質問の中でやはり状況は変わってきていると。平成5年に委託を始めたというけれども、いろいろ調べてみると、もっと前から、社協ができた頃、50年近く前から、もうそういった仕事は社協にしてもらっているはずなのだけれども、そういった状況から様子が変わっている。やはり我々が考えている以上に、高齢者の働く意欲が強いということだと思うのです。

よく玉村町は、人口を増やすためにいろいろな施策をしている。若い人に支援するという話が出ていますけれども、私がこの年になって感じるのは、やはり若い人、支援の金額もそうなのだけれども、将来に対する不安ですね。やはり若い人が見ていて、70歳か80歳の人が一生懸命働いていれば、将来に対する安心が出ると思うのです。それが非常に大切だと私は思います。ただ単純にお金を配るとか、お祭りをやるとかいう運営ではなくて、年配の人が一生懸命働いている、自分で生活できているという、そういう高齢者が高齢者を支えているという状況をつくるということが、やはり少子高齢化、少子化に対する大切なアクションだと思うのです。その辺をやはりもう一度考えてもらいたい。だから、シルバー人材センターに対する考え方というのはどうなのかということ、少し町長とか副町長に聞きたい。まず、副町長、どう考えていますか。

◇議長（新井賢次君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） お答えしたいと思います。

シルバー人材センターの関係で吉岡町と大泉町。仕事量、金額にしますと、それぞれ10倍近い収益の差があるということで、私も吉岡町に知り合いがいるものですから、ちょっと聞いてみました。そうしましたところ、やはり一般社団法人で行っているということで、自治体から補助金が吉岡町も590万円ほど、大泉町も700万円ほど出しているのですけれども、国から県の連合会を通してか分かりませんが、同額が入ってくる、その社団法人に入ってくるということです。

吉岡町に聞いてみますと、正職員1人と非常勤の人2人で、3人で運営しているということなのです。作業量としても10倍とまではいかないのですけれども、かなりの差があるということで、これは何が原因かなと思いましたところ、やはり一つは玉村町に企業組合の中老年雇用福祉事業団、こちらがありまして、もう随分前から中老年の方を採用して、一般家庭の雑用であるとか、いろんな仕事をしている、これがちょっと少ない原因ではないかと思っておりますけれども、ただ高齢者、65歳以上の高齢者は玉村町は今1万人ぐらいで、大泉町も1万人、吉岡町は半分の5,000人ぐらい。シルバー人材センターの仕事が、例えば吉岡町と比べても、高齢者が半分なのに玉村町の10倍近い収益がある。これはちょっと何かおかしいなと思ひまして、今後は玉村町の運営方法が効果的なのかどうかということを改めて検証していきたいと思ひます。

高齢者の中には、やはり元気なので、もっともっと働きたいという方もいますし、健康寿命の延伸、フレイル予防、あとは社会とのつながりを持つことにもつながりますし、やはり生きがいを持って少しずつ仕事ができるうちは働いていただくことがいいと思っておりますので、月田議員のご質問については、引き続き玉村町のシルバー人材センターの仕事量が少ないということについては検討していきたいと思っております。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） そのとおりだと思いますけれども、一番私が感じるのは、シルバー人材センターの仕事自体が社会福祉協議会の仕事かどうかということなのです。社会福祉協議会というのは、福祉の増進、困窮者支援なのです。それに対して、シルバー人材センターの仕事、ましてこれから民間の今ある仕事とか、官民の仕事を増やしていこうとしたときに、これは明らかに社会福祉協議会の仕事とは違うのです。だから、今の体制でいる限りは仕事は増えない。逆に、今の仕事で、さらに500万円払っているというか、1,000万円とか1,500万円、社協に払ったとしても、逆に社協が困ってしまいますよね。社協の本来の仕事がおろそかになってしまうということなので、これはもう善は急げということで、すぐにでも、まずは公益社団法人が難しければ一般社団法人化してやっていくというのが、大変かもしれないけれども、まずそこから入るとか、そちらの方向に進めるとというのが私は一番大事なことだと思うのですけれども、その辺、町長どう思いますか。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 社会福祉協議会とはこのほかにもいろんな件で、町の補助金団体ですので、今いろんな協議を進めています。この件は、現代の社会変化に対応し切れていないという側面が形で現れているのではないかなという感じがしますので、適宜対応していきたいと思っています。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） その回答、私には、適宜というのが分からない。どういう意味ですか、適宜というのは。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） お互い納得した了解の下で変えていくということです。適当というか、いいかげんということではなくて。要するに社会に対応し切れていない面があるのですから、この社会に見合ったような形に早めに変えていくということです。だけれども、一方的にできるものではありませんので、協議の上でしていくということです。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） そのとおりですね。

ところで、町と社会福祉協議会は、こういった契約でこの仕事を委託しているのですか。契約書はあるのですか。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

契約をしておりますが、こういった契約というのは。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） どういった文書で出ていますか。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） どういった文書ですか。私が先ほど申し上げたとおり、どういう目的で、どういう趣旨で、どういう内容をどういうふうにしてくださいというような、私、契約書を今手元に持っていないのですけれども、そういった内容が盛り込まれている契約書です。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） 私はたまたま持っているので、ちょっと読んでみます。いや、私は町はしっかり理解していると思った。その内容について聞こうと思ったのですが、この事業の主体は玉村町です。平成5年に契約しているのです。事業の運営については、社会福祉法人玉村町社会福祉協議会に委託するものとするを書いてあるのです。だから、平成5年のときに委託するという委託契約ができていたということで、私もなるほどなと思ったのですけれども、この辺の中身をじっくり見直してやる必要があるということを強く感じました。

特にここでもう一度申し上げておきたいのは、社会福祉協議会、社協というのは、福祉の増進、困窮者の支援なのです。今やっている、これからさらにシルバー人材センターを充実させていこうとしたときには、これは明らかに社会福祉協議会の仕事とは違います。だから、それは拡大するならば、まずは一般社団法人、続いて公益社団法人でやって、町の予算と同じ金額を国か県からもらってやれば非常に充実していくということで、それはぜひ検討してもらいたいと思います。

ちなみに、大泉町は今職員が5人ぐらいいます。5,000万円ぐらいの仕事をしているのです。吉岡町も3人いるということで、かなり人も増やさなければいけない。建物も用意しなければいけないということで、これは町も相当のエネルギーを必要とすると思いますけれども、今後の中高年の活

用等、さらに若年者層の将来に対する不安を払拭するということを考えれば力を入れてやってもらいたいというのが私の願いです。また、この件に関しては、次回以降、また進捗を一般質問で確認していきたいと考えています。以上です。

次に、ごみの問題なのです。私がなぜごみの問題を取り上げたかということなのですからけれども、これは下之宮の区長さんが非常に困っているというのもあるのですけれども、ほかにも理由がありまして、面白い話なのですからけれども、これは3月の風の強い日でした。私が文化センターに行こうとして、私の家から西に向かって国道354号線の側道で信号待ちをしていました。そのときでした。私の車のフロントガラスに白いものがバーンと当たってきました。衝撃を感じたのですけれども。最初は雪の塊かと思っていましたけれども、これは354号線の通過した車から捨てられたごみだと分かりました。走り出してみたら、タイヤが空き缶を踏んだようなガタンという音、衝撃がありました。缶など入った袋を国道の上から捨てる。けしからぬ者がいるということを実感した。これはごみ問題を解決しなければいけないということで、今回質問に取り上げたわけです。

さっきの回答の中で、町が困っているのは町のルールが守られていないという話なのです。実際そうなのですが、その中でシールを貼ると半数は持ち帰っているという話があったのですが、これは本当ですか。何か事実はありますか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤智彦君発言〕

◇環境安全課長（齋藤智彦君） 明確に本当に半分かという言葉では言えないのですけれども、おっしゃるとおり、まずルール違反ごみが出ましたら、基本的に赤いシールを貼って、1か月程度様子を見て、その間に自主的に回収される方もいますし、いない場合には町で最後回収しているのは事実でして、おおむね半数程度は自主的に回収されているのではないかなという感覚であります。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） そういう見方もあるかもしれないです。実は私の家の後ろにもごみステーションがあるのです。日本語に訳せば、ごみの駅です。だけれども、ごみ箱だよ。ごみ捨て場所ということで、今から何年か前に下之宮の衛生支部長が来て、月田議員の裏のごみステーションは下之宮一汚ないと。ごみ袋2つの束を持ってきて、議員、これで片づけろよと言われまして、これは片づけなければいけないかということで2年ほどやっています。私、2年やっていて、確かにそこは赤いシールが貼ってあるものが多いのです。でも、それをずっと置いておいて片づけられたのを見たのは1回だけ。いつも私が片づけている。うちへ持って行って、うちのバラックに置いて、また当日に出すということで、やはり半数が持ち帰られているのではなくて、片づいているのは近くの人がみんな片づけているのです、困ったなということで。だから、置いておけば捨てた人が片づけるなんていうことは基本的にはあり得ない。その辺は感触を持ってもらいたいのです。

あと、もう一つ、こういう事件があったのです。私が一生懸命片づけていると、片づけた後はきれいなのです。非常にきれいになった。ただ、またごみ廃棄の日の次の日になると、また小さなごみが結構落ちているのです。よくこれは猫だとかカラスの仕業という話が出ていますのだけれども、ちゃんとネットがかかっている、その中でなぜカラスがつつくのか分からないので、おかしいなと思って見ていたら、よく見たら、ごみ袋に私が入れる倍ぐらいの量を入れている人がいるのです。目いっぱい入れて。あまり入れているので、縛り切れないので、十文字に縛るのではなくて1個だけ縛っている。そういうのが毎回、毎週、週2回繰り返されている。もっとひどいのは、その余った縛るところにスーパーの袋なんか縛って、ごみの入ったスーパーの袋を縛って置いておく。私は、1回見たとき、その人の住所とか名前が載っていたので、区長にちゃんと言ってくれと伝えたのです。そうしたら区長さんが行くと。その袋の束を1個持って行って、今度はちゃんとやってくれとお願いしたというから。でも、全然改善されない。相変わらず目いっぱい入っていて、半分しか、片方しか縛っていない。では、区長に今度は私が言うてくると、半分しか縛っていないごみ袋を持って行った。ちゃんと縛ってもらわないとごみがこぼれて困ってしまうのですよねと言ったら、それ以降、もう数か月全然ごみが落ちていない。

ということは、ちょっとしたことを注意すれば、ごみはきれいになってしまうのです。だから、やはり一つ一つ、町民のマナーが悪いということもあるのだけれども、そういうことを一つ一つ言っておかないと直らない。これは10年たっても20年たっても直らない。私は、その辺の町の対応について、どう考えているのか。

もう一つ気になるのが、去年の6月のときにも、ごみが散らかっているから、ごみ回収車の人がごみの袋をパッカー車に入れるだけではなくて、ちょっとしたごみも拾ってくれと言った。そうしたら、クリーンセンターに話をしておきますよというのが、たしか前回の課長の話だったのだけれども、何かやった雰囲気がないので、その辺も非常に不満というか、困っているのですけれども、町としても少し細かい注意を払う努力はしてもらえないでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤智彦君発言〕

◇環境安全課長（齋藤智彦君） まず、月田議員のご質問の中にも最初ありましたけれども、月田議員ご自身も、それから地域の方がルール違反ごみを持ち帰って適切に処理して、再度出せる状態を出していただいているということに感謝を申し上げます。ありがとうございます。

もし持ち帰って処理することとなりますと、単なる持ち去りと勘違いされないように緑の帽子とかをかぶっていただけるということを申し上げます。

ご質問のありました細かいところまで気を配るということは確かにおっしゃるとおりですので、単純に貼り紙するとかということだけではなくて、困っているというところがあれば、今までも現地のほうへ赴いて関係者とお話をさせていただいたりしておりますので、そういったきめ細かい対応も続

けていきたいと思います。

それから、収集車がごみ袋に入っていないものを置いていくとか、こぼれたものをということがあるのですけれども、回収の都合上、全部拾ってくるわけにはまいりませんが、ある程度目立つものは収集してくるよというので指示は出しているということです、その辺ちょっとご理解いただければと思います。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） では、指示が出ているということなのですね。実はこの件である人に言ったのです。収集車の人がごみをちゃんと拾ってくればきれいになってしまうのだと言ったら、そうしたら、その人が、それはかわいそうだよ、うちの孫が集めていっているのだよなんて言って、それで話が終わってしまったのですけれども。まとまったものを拾うのは大変だけれども、毎回行くと、やはりごみは1つか2つなのです。あれをちょっと片づければ本当にきれいになって、いい町になると私は思っているのです。ぜひその辺、もう一回、1年2年に1回ぐらいだったら大変だけれども、行くとたびにやれば、ごみなんか本当に少ないのです。だから、ちょっと回収車の人がやればきれいになってしまうと思います。ぜひお願いいたします。

もう一つ、ちょうど今から5年前ですか、2021年の6月のときに、ごみステーションに設置されている看板というか、あれが分かりにくいというので、私が言ったことあるのです。何が悪いかというと、赤の字を使っていたのです。赤とか色。そうすると、要するにまずはその色が見えない、大事なところが。要するに町が注意してほしいなところが全く見えない状態だった。では私が、サンプル作って、こういうふうに作ってくれと言ったら、すぐに町の職員が作ってくれたのです。非常にありがたいのだけれども、ちょっとその中で気になるのが、これが私が5年前に言って作ったやつです。赤がないので、面白くない、見えないかもしれないけれども、こうでないと大事なところがみんな消えてしまう。ただ、私が作ってもらって、ちょっと説明が不足だったなと思った。なぜかというと、燃えないごみというのが書いてあるのだけれども、燃えないごみといったって、瓶、缶だって燃えないではないかと思うので、これだと、燃えないごみに瓶、缶を入れたって文句は言えないなと思って。私の説明は、燃えないごみは、ちゃんとここに書いてあるのだけれども、燃えないごみというのは、私の書いた、町に出した資料は、燃えないごみ、ガラス、陶磁器、金属類、家庭雑貨、ライター、スプレー缶、オイル缶、塗料缶、小型家電、乾電池、蛍光灯、電球と入れた。せっかく私が一生懸命書いたにもかかわらず、町の担当者は1行で燃えないごみでやられてしまったので、これはやはり本当に役に立たない。スマホで何かありますよね。あれには細かく書いてあるのですでしたか。書いてあるかもしれないけれども、ただ、この大事なところ、何せ燃えないごみって、私は捨てるときにいつも悩む。書いてくれば、うんと楽なので、この辺は私もちょっと説明が悪かったかと思う。ただ、ちゃんと私が書いたもののおり作ればいいのができた。あとは番号を振った。燃やすごみが

1 番、瓶、缶が 2 番、食品トレーが 3、新聞、雑誌が 4、5 が燃えないごみと番号もちゃんと私は入れたのです。そうしたら、それもちゃんと消されてしまって、私が本当にしてほしいのは、赤とかあいうのはやめてほしいと、そこはちゃんと黒で書いたのだけれども、ほかの 2 つは全く無視されてしまったので、ただ私も、行ったら出来上がってしまったので、それ以上文句は言えなくて帰ってきたのだけれども、今思うとやはり時代に合わせて細かく書くということと、ちゃんと 1 番、2 番、3 番ぐらい番号振ってほしいなというのを強く感じているのですけれども、どうでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤智彦君発言〕

◇環境安全課長（齋藤智彦君） せっかくご提案いただいたのに、そのとおり作れなくて大変申し訳ございませんでした。おっしゃりたいことよく分かりましたので、今後、作り替えるタイミングでまたご意見をいただければと思います。

◇議長（新井賢次君） 12 番月田均議員。

〔12 番 月田 均君発言〕

◇12 番（月田 均君） 分かりました。どうもありがとうございます。

続いて、縁石の対策についてお聞きします。私がなぜ縁石の対策、こんなこと言うやついるのかというかも分かりませんが、今から 30 年以上前です。縁石に乗り上げて、2 回タイヤをパンクしたことがあります。一つは、芝根小学校の裏に保育園があって、うちの子供を乗せたのか、送ったのか、そこで帰り道に下之宮のほうに帰ろうとしたとき、縁石にぶつかってパンクしたのです。

もう一個は、伊勢崎のぶどう街道、柴駒線です。あそこで多分ブドウを買ったのですかね。そのときは一気に空気が抜けまして、すごいバタバタバタという音がして、びっくりして怖い思いをしたので、それ以来、そのときから縁石の角部には非常に気をつけているのです。

それで言いますと、玉村町も町の道路、私以外の車が当たった形跡が相当あるのです。あんな硬いコンクリが何であんな削れるのかぐらい、私以外にも相当の人間がぶつかって、普通ならば車を運転して、穴が空いて車を壊したときは損害賠償をするけれども、本来ならば、縁石でぶつかったって損害賠償をしてよかったのかなという。要するに設計ミスですから、設計不良ということと言ったっていいのかもしれないけれども、いずれにしろ私以外に泣いているという人がいっぱいいるのだということで、特にひどいものに関しては、特に新町へ行く道なんか、危ないから縁石の上に黄色いポールなんか、注意で置いてありますね。だから、あれなんか、少しなだらかなものにしてほしいなど。

ちょっと気になるのは、役場の周りは今新しくなっていて非常に平らですね。ただ、役場の西側はちょっと怪しいところがある。西側は駄目だけれども、南とか東なんか、みんな最新の、さらに傾斜が物すごい緩い。役場専用に使ったのではないかという気がするぐらい、いいものができているのですけれども、その辺は、もうちょっと私は検討してほしいのですけれども、どうでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えさせていただきます。

町長の答弁にもございましたように、今現在は道路構造令で、縁石につきましては15センチ以上とするというもので出ていますので、今現在施工しているものについてはそういったものに変えております。ただ、そもそも縁石は車道と歩道を分離させて、車が歩道のほうに突っ込んで歩行者にけがをさせないようにという、そもそもの目的がございますので、簡単に車が乗り越えてしまうようなものだと、まずいと考えております。15センチ以上とするというものがあるのですけれども、主要幹線道路とか4車線道路とかそういったもの、車の速度が上がるようなところ、そういったものについては20センチにしたり25センチにしたりというような状況でございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） そういう考えでやるのもいいけれども、住民福祉を考えたとき、タイヤがパンクしたり、車が壊れたりするのは、非常に福祉上、まずいと思うのですけれども、特に30センチの縁石にも2つあるのです。なだらかに傾斜で真っすぐ下がっているものと、一旦、がくっと立ち上がっているものがある。特に立ち上がっているものは、もっと古いと思うのです。その30センチの、がたって上がっているものに関して言えば、新町へ行く道にも結構見当たるのだけれども、縁石の角の横にポールが立っている。あれは誰が立てているのですか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 縁石端部の話でよろしいですか。縁石端部については、今現在、急な傾斜のものについては製造がされていませんで、今そういったものが壊れた場合にはもうちょっと緩やかな傾斜のものに替えております。また、先ほども申し上げましたが、歩行者を守ることがまず大事ですので、全部を車両が通りやすいように空けてしまうと歩行者の危険が増大してしまいますので、必要最低限のものについて車両の入り口を取って、残ったところで見づらいところについてはオレンジ色のポールをつけたりとか、そういった対策をしているところでございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） 意図は分かりました。実は昨日、にしきの園の理事会があって行ってきました。南側は、やはり当時の30センチの縁石があって、角を見ると、やはり縁石の角部がぶつかって曲がっていました。人を守るというのは、私は運転者と同時に歩行者、歩行者と同時に運転者なので、運転者のことも考えてやったほうがよりいい町になるということで、特に車、交通量が多いとこ

ろに関しては、私ならやるけれどもねということなのです。どうですか。私が担当ならやってみたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 先ほども申し上げましたが、まず歩行者が一番大事だと思います。車と歩行者がぶつかれば、歩行者のほうにけがをするというのがありますので、まず運転手の方も通やすければスピードを落とさずに入ってしまう、そういった状況もございますので、まず十分注意していただいて、自分の車の破損もないように十分スピードを落としていただいて入っていただければ、仮に何か歩行者とぶつかるようなことがあったとしても、スピードが出ているよりは、けが等も少なくなると思いますので、まずは運転される際は十分注意していただいて、先ほど対向車のほうにもぶつかりそうだということがありましたが、そういった際も対向車が来ないのを十分確認していただいて、歩行者等も確認していただいて、十分注意して運転していただくことが最善かと思います。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） そういうことになると思いますけれども、そういう考えならそうかという感じですが、皆さんも通勤途中で縁石の角を見てください。何回、何台車が当たったのかなと。どのように車が破損しているのかなとかということを見て、私に変なこと、間違ったこと言っているのではなかったということを感じてもらえればと思います。

私が言いたいことは終わりましたので、これで一般質問を終わります。

◇議長（新井賢次君） 休憩いたします。11時30分に再開いたします。

午前11時05分休憩

午前11時30分再開

◇議長（新井賢次君） 再開します。

◇議長（新井賢次君） 次に、7番羽鳥光博議員の発言を許します。

〔7番 羽鳥光博君登壇〕

◇7番（羽鳥光博君） 7番羽鳥光博です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。傍聴の方々、ありがとうございます。

昨今の新聞報道を見ておりますと、国会では、エネルギーとか、物価高とかという議論以外にも、

福祉等をどうするとかというようなことの議論がされているようで、物価高とか、エネルギーとか、外交問題にも注力してほしいところですが、できればそういった福祉等の方面でも日本の成果を上げてもらいたいということで、住民の直接生活に直結する水道料金、下水道使用料改定等について質問させていただきます。

1 番目の質問、物価高騰やエネルギー価格上昇が続く中、住民生活や事業活動への負担感は一層強まっている。こうした中で、公共料金は住民生活に直結する重要な課題であり、とりわけ水道料金、下水道使用料については、日常生活において継続的に発生する固定的負担として、町民の関心が高い。両事業とも施設の老朽化対策、維持管理費、電気料金高騰、人口減少に伴う使用料収入の減少など、厳しい経営環境に置かれていることは承知しているが、使用料改定や経営方針については、住民への丁寧な説明の下、将来を見据えた継続的な事業運営の両立が求められる。

そこで、初めに玉村町の水道料金、下水道使用料の現状と今後の見通し、使用料算定の考え方、近隣自治体との比較、今後予定される改定の可能性、さらに経営改善に向けた取組について伺います。特に下水道事業につきましては、来年、令和 9 年 4 月 1 日にこれまで料金改定を一度も行っていない使用料を 40 年ぶりに上げると聞いておりますことから、下水道事業会計の現状、企業債残高、一般会計からの繰入れ状況（基準内負担金及び基準外補助金）、維持管理費の推移、県流域下水道負担金の状況などを明らかにし、町民負担の適正化と経営健全化の両面からの検証が必要であることから、そうした点についても伺います。

2 番目の質問です。電動アシスト自転車購入費補助金支給制度の創設につきまして質問させていただきます。昨年の 9 月定例議会で、町は通学定期券購入費補助を行い、若者の学びを支えている。一方、公共交通を利用できず、自転車で片道 10 キロ以上の通学を続ける高校生もいることから、そうした高校生にも電動アシスト自転車購入費補助制度を創設してはどうかと、高校生の通学の利便性を応援する質問をしました。町からは、制度の創設は現状考えていないとの回答を受けました。

今回、玉村町に隣接する太陽誘電株式会社八幡原工場で動力となる充電の回生システムを製造していることから、この 4 月に訪問して、重さ 25 キログラム、1 回のフル充電で最高 1,000 キロメートルを走りながら充電し、走行できるアシスト自転車に試乗してきました。この自転車は税抜きで 19 万 8,000 円ほどでございます。今回の石油危機、また地球温暖化対策などを考えると、こうした自転車の需要増が見込まれることから、重ねて町に補助金創設を求めていると思いますが、いかがでしょうか。

最後の 3 問目でございます。お昼のサイレンの復活についてでございます。地域に住む方から、お昼のサイレンは、時計を見る暇もなく働く者にとって、仕事の区切りとなる耳で聞くサインとなることから、復活してほしいとの声が寄せられてきました。これまでもこの件について、先輩議員等から複数回質問があったことは承知しておるところでございますが、復活に向けて町は検討してみてもうでしょうか。

以上で1回目の質問を終わりにさせていただきます。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 羽鳥光博議員のご質問にお答えします。

まず初めに、水道料金、下水道使用料改定についてお答えします。まず、玉村町の水道料金、下水道使用料の現状についてですが、現在1か月当たりの金額として、水道料金は一般家庭用の口径につきましては、20立米使用時が2,320円、下水道使用料の一般家庭20立米使用時が2,090円となっております。

次に、水道料金、下水道使用料算定の考え方については、水道料金については量水器の口径に応じて基本料金が設定され、下水道使用料は定額の基本料金としています。その基本料金に2か月ごとに使用した水量の検針を行い、算出された従量料金を加算して水道料金、下水道使用料が決定します。なお、下水道使用水量は水道と同量とみなしております。

次に、近隣自治体との比較につきましては、玉村町の水道料金平均額は2,325円に対し、群馬県平均額が2,535円、下水道使用料は玉村町の2,090円に対して、群馬県平均額が2,418円となっております。

次に、今後の見通し、予定される改定の可能性、さらに経営改善に向けた取組につきましては、水道事業、下水道事業経営の健全化のため、水道料金、下水道料金の改定は避けられない状況から、定期的に実施しつつ経営改善策を施していきたいと考えています。

次に、下水道事業会計の現状等についてですが、令和2年度に企業会計へ移行して以来、一般会計からの繰入れもあることから、黒字を維持しております。経営状況に関する数値ですが、現在令和7年度決算作業の最中ですので、令和6年度決算の数値でお答えさせていただきます。企業債残高は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道の3事業の合計で77億2,605万5,270円となっております。

次に、一般会計からの繰入金ですが、公共下水道、特定環境保全公共下水道合わせて、基準内繰入金が2億3,914万9,000円、基準外繰入金が1億2,985万1,000円、合計で3億6,900万円となっております。

次に、維持管理費の推移についてですが、収益的支出における営業費用のうち流域下水道事業管理費負担金及び減価償却費を除いた経費で推移を見ると、電気代、消耗品などを含め、ほぼ全ての経費が微増で推移しているため、全体として微増となっております。

次に、流域下水道事業管理費負担金に関しましては、電気料金などの高騰により、令和6年度に1立米当たりの税抜き単価が42円から53円に改正されたことにより大幅に増加しました。県央水質浄化センターにおきましても、電気代をはじめとした管理費の高騰や施設の老朽化が進んでいることから、今後も増加することが見込まれます。

下水道事業の適正化と経営健全化につきまして、経費的な観点では主な事業が整備費から維持管理費へと移行する時期となります。管渠整備に関しましては、今年度で概成を迎える見込みとなっております。その上で、今年度予算においてはマンホール蓋の更新工事を計上しましたが、今後は老朽化した管渠をはじめとした施設の改修及び更新が主な事業となってまいります。維持管理に関する経費については、現時点では国・県補助金や企業債の対象とはなっておりませんので、安定した事業運営を行っていくためには、適切な使用料の設定を行いながら様々な手法や効率性の向上を検証し、経費の削減など適正な事業運営に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、電動アシスト自転車購入費補助金支給制度の創設についてお答えします。電動アシスト自転車につきましては、日常利用にとどまらず、通学や通勤の実用用途から、アウトドアなどのスポーツ用、観光地での手軽な移動手段としての街乗りレンタサイクルなど、その活用範囲を広げています。また、自動車利用の抑制による二酸化炭素排出量削減など、地球温暖化対策の観点から一定の効果が期待されているところです。

しかしながら、町といたしましては、現時点において電動アシスト自転車購入に対する補助金支給制度の創設は考えておりません。

その理由といたしまして、まず安全面への懸念がございます。電動アシスト自転車は、一般の自転車と比較して車体重量が重く、加速性能も高いことから、転倒時や接触事故の際に重大事故につながる可能性があります。特に近年では、自転車利用中の事故による高額賠償事例や、歩行者との接触事故も社会問題化しており、利用促進と安全利用は一体的に考えていく必要があるものと認識しております。

また、搭載されておりますリチウムイオン電池は、近年、全国的に廃棄時の不適切な処理による火災事故や、ごみ処理施設における発煙、発火事案などが報告されております。今後、利用促進が進んだ場合には、使用済バッテリーの回収体制や適正処理の整備など、重要な行政課題への対応も必要になるものと考えております。

さらには、地球温暖化対策としての有効性につきましても、自動車利用からの転換による温室効果ガス削減効果が期待される一方で、自動車から電動アシスト自転車への利用転換が実際にどの程度進むのか、また、電動アシスト自転車の製造から廃棄までを含めたライフサイクル全体で見た場合の環境負荷全体の検証など、客観的なエビデンスについて十分に見極める必要があるものと考えています。

ほかの自治体の導入状況を見ましても、現時点で同様の補助金支給制度を実施している自治体は限定的であり、県内においても導入は1自治体にとどまっているような状況でありますし、過去に補助金支給制度を実施していた自治体に聞き取り調査をしましたところ、電動アシスト自転車が珍しくなくなり、ある程度普及が進んできた、当初の目的は達成したため、補助事業は終了したとの回答がありました。

このようなことから、町としましては、現段階では補助金支給制度の創設は考えておりませんが、今後、国や他自治体の動向、安全利用の担保、リサイクル体制の整備状況、さらには環境負荷に関する客観的な知見等を注視してまいりたいと考えております。

次に、お昼のサイレンの復活についてお答えします。現在、玉村町の消防サイレンは、伊勢崎市消防本部の操作により、毎月1日の正午に1回、動作確認のための試験吹鳴を5秒程度実施しております。現行の方式になったのは、平成24年4月1日からとなります。

消防サイレンの本来の役割は、火災発生時に消防団員の招集のために行われるものですが、現在では携帯電話、スマートフォンの普及に伴い、火災発生、出動の伝達、確認は電子メール等で行っているため、サイレンを吹鳴するのは全分団が出動する第2出場からとなっております。

現行の方式以前に行っていた消防サイレンの吹鳴につきましては、毎日正午の時刻をお知らせするためのものではなく、サイレンが正常に作動するかの確認として行っていたものです。毎日の試験吹鳴を取りやめることとなった背景には、社会における就業形態や生活様式の多様化、住環境保持に関する権利意識が大きく変化したことが要因となっています。

羽鳥議員のおっしゃるとおり、サイレンの復活を求める人もおられると思いますが、人によっては試験吹鳴のみならず、緊急時のサイレン、消防団の夜警までも不快に思う方がいるのも事実であり、サイレンに関する苦情も寄せられている状況です。また、夜勤明け等で就寝中の方、闘病中の方、テレワークで在宅勤務の方、寝かしつけた赤ちゃん等にも配慮しなければならないと考えています。

伊勢崎市消防本部及び玉村消防署においても、現在の方法を継続する方針でおり、町としましては現在の方法を継続したいと考えておりますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） 自席より再質問等させていただきます。

初めに、1番の水道料金、下水道使用料改定等につきまして質問させていただきますけれども、水道料金につきましては、これまでの全員協議会等の説明の中で、去年の4月1日に料金改定を、令和6年4月1日に比べまして20%の料金改定が行われまして、全協等の説明の中では、4年後の令和11年4月1日に35%、4年後の令和15年4月1日に5%の料金改定を行って、60%ぐらいを上げることを目標に経営方針とか、それから料金改定の見込みがあるのだというような説明がありまして、そのときのご説明の中では、新規浄水場につきましては、令和9年に発注して、令和10年から14年の5年間で建設して、令和15年から維持管理を行って、新しい新浄水場を建設していきたいというようなことで、大体130億円ぐらいかかるので、料金改定は段階的にやらざるを得ないということのご説明がありましたけれども、まずその点につきまして担当課長に、ちょっと私の言っていることが合っているかどうか聞きたいのです。お願いいたします。

◇議長（新井賢次君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 羽鳥議員からの内容の確認についてお答えいたします。

羽鳥議員がおっしゃるとおり、令和7年4月から、水道料金については新しく約20%程度の値上げということで改正されました。そのときの目的、必要性についてですが、先ほど浄水場更新のためというお話もありましたが、実はそれ以前にいろいろな物価、それから電気代の高騰、こういったところで、今ある維持管理についても、もう既に不足が始まっているというところがございます。したがって、段階的にこれからの浄水場更新、そういったものを含めまして20%ということがありましたので、浄水場更新に限らず、今現在のものを維持するためにも必要な値上げとさせていただいております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） 今回の質問は、上水道、下水道両方絡めての質問でありまして、それぞれ企業会計であるのですけれども、性質が違ふというようなことの中での比較はできるのですけれども、今議会で6月1日開会の報告事項の中で、浄水場の隣地へ農地を取得等して、そこに新浄水場を建てるということが予定されている中で、7年度に1億円ほど予算を計上されたものを予算繰越しをして8年度に1億円を送りまして、地権者交渉等で用地の確保を目指していきたいということで報告があったわけなのですけれども、根幹となる用地の取得等が順調にいかないと、令和9年、来年の発注にもままならないかと思うのですけれども、これは私が質問の中で経営方針とか、それから今後予定される経営改善に向けた取組を質問させていただいたのですけれども、まずその点についてのおおむねの見込みはいかがでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） お答えいたします。

昨年度予算計上させていただきました用地につきましては、1億円というところで、基本設計、基本構想の中で今ある浄水場の西側の部分を想定したものです。ただし、地権者の方との交渉の中で全てが今決定している段階ではございません。現在も交渉している段階というところです。したがって、全体の構想の中で、その用地を利用する、またはその用地が取得できなかった場合について再検討というところで現在時間を費やしているというところです。ただし、一部用地を取得できなかったからといって全く事業が止まるというわけではなく、段階を踏みながら工夫しながら行っていきたいと考えております。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） 町長の答弁の中をしんしゃくしますと、下水道の企業会計は令和2年度に特別会計から独立して企業会計に移行したということまででは聞いておるのですけれども、令和6年度の会計の決算書を見ますと、下水道事業につきましては、経常収支比率というのはどういうものかという、健全経営の指標となるもので、これは103.02%ですか、100%を上回っております、経費回収率というのは、使用料水準、使用料でもって経営ができるかの妥当性を示す率でありまして、事業に必要な経費を使用料収入で賄える状況とされるものが100%とすると、玉村町の場合は決算書を見ると68.32%で、下水道は回収率が非常に悪いのですけれども、当年度、6年度の決算の純利益が2,324万円ほど上がっておりまして、そこにある一定の一般会計からの繰入金はあるのですけれども、この繰入金が制度的に認められている限りは、まだまだ下水道料金をアップする余地というのが、少し下水道については早いのではないのかなと考えるのです。そこら辺の下水道と上水道につきまして、いわゆる町からの繰入金、先ほど町長が額を示してくれましたけれども、必要と認められる負担金が町からの負担金を求められたり、プラスアルファで経営改善のための補助金が下水道はもらえるということで上水道と違うのですけれども、こういう金額があるので、少し来年の改定については、その辺のあんばいを考えると、なぜ来年しなければいけないのかなと思うのですけれども、この辺の上水道、下水道を比べての会計上の問題から、どのようにご説明されますか。

◇議長（新井賢次君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） お答えいたします。

羽鳥議員がおっしゃるとおり、下水道事業会計、これについては、これまでの水道会計のように令和2年から企業会計へと変わりました。それまで特別会計ということだったので、スタート時、当然下水道、最初に主に工事費がかかりますので、そういった工事費を、まず国の補助、それから起債、それから皆さんからいただく使用料、もろもろの財源を使って整備してまいりました。そうした中、一般会計からの繰入れというのは、その頃から当然継続していただいていたところですが、企業会計になったというところで、今度は独自採算制にしようというような非常に厳しい課題が突きつけられました。

そうした中で、一番の収入としましては、皆さんからいただく使用料をもってというのが、言ってみれば水道と同じようなことが必要だということです。それにはやはり現在も繰入金、繰出金ということで一般会計の負担、これについては今後軽減していきましようということです。そのために、やはり使用料を見直す必要があります。

また、この使用料を見直す時期的なもの、先ほど町長からもお話がありまして、40年間据え置いたと。これには、そのときの世の背景、リーマンショックがあったり、コロナがあったり、そういった時期を経ながら今の状態で保ってきたものの、先ほど言ったいろいろな建設費、行いました

ために起債した、要は借り入れた金額ですね、これを償還していかなければいけない。これはもう必然の経費となります。そういった借りたものを返すための経費が今後もまだまだ継続するといった中、また日々老朽化してきたところの更新費、これについても当初からの見込みと比較しますと、当初、下水道事業、玉村町が4万2,000人になるというような人口フレームを採用していたものの、そうはいかないと。そうしますと、人口がそこまで伸びないこと、要は有収水量も伸びない。逆に今減っているという状態であります。そうしたときに、やはり料金収入、こちらについての必要性というのが非常に高まっている段階だということで、昨年、今年2年かけまして料金改定の業務委託を発注して、現在進捗しているところです。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） 担当課長さんの説明から、令和2年度に特別会計から企業会計に移行したということで、借り入れた企業債の償還に対しての補助金を町から受けているということで、必要やむを得ない部分があるかなということと考えますけれども、このような制度で、上水道は実はこういう基準内負担金、基準外補助金、要するに一般会計の繰入金とか、受入れは原則繰入金がないわけです。だから、この下水道のほうで受け入れるお金につきましては、繰入金につきましては、これは町は繰入金で出しているわけですが、予算計上上、地方交付税の算定となる基準財政需要額に算入されることとなると承知しておりますけれども、企業会計に出したお金が需要として見込まれれば、一定額は交付税算入されておりますから、来年、2か年かけてシミュレーションをして、来年4月1日の下水道の料金改定するとおっしゃっていましたが、そういうことも加味した中でのシミュレーションの結果、来年の4月1日改定ということと理解しますか。そのような交付税を考えた上でのシミュレーションになっておるのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） お答えします。

羽鳥議員のおっしゃるとおり、基準内繰入れにつきましては、総務省が示しております一般会計が手当とする交付税、下水道に対する交付税、こちらに対する試算、計算を行った上で一般会計からの繰入れを行っています。今後もそういったものは継続して下水道会計に繰り入れられるわけではございますが、ただ、先ほどから基準外といったところ、これについては実際利益は出ていると。純利益が出ていますというものの、現在のところ、基準外がないと利益は生まれない。利益が生まれないということは、来年度以降の事業が、予算が組めないといったことがありますので、正直に申し上げますと、現在基準外がないと成り立たない。しかも、基準内については、これからもそういった予算の一部として計上しつつ、将来像を見ております。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） 水道料金につきましては、料金改定が昨年4月1日に行われて、4年間で少しずつまた改定幅を上げていくということで、こちら去年の決算書、6年度の決算書を見ますと、当年度純利益が7,618万円ほど出ていますから、料金改定に伴って経営改善がなされてきているのかなと思います。下水道につきましては、いろいろ交付税等の算定上、そういうことも加味した上でのシミュレーションで、来年4月1日、やむを得ない。また、町からの基準外補助金、説明を聞いておりますと、これはいわゆるお助け的なお金ですよ。これもないとやっていけないというようなことなのすけれども、では実際のところ、どの程度の額の幅でもって来年予定しているか、本会議でお答えできますか。

◇議長（新井賢次君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 下水道料金の改定幅についてですが、先ほど申し上げたとおり、料金改定につきましては、昨年、今年度と2か年にかけて慎重に行っているところです。昨年度、水道事業及び公共下水道事業運営審議会、こちらにどのような改定、改正が必要かというところで、町長から運営審議会に諮問をいたしました。そちらについては、先ほど質問がありました値上げがどれぐらい必要だという内容です。

今年度に入りまして、先月、その料金について、では次はどのような料金体系、要は基本料金ですとか従量料金、またはその差ですね。一般の家庭から収入をするとところと大口の方からいただくものと、こういったバランスがいいのだろうかというようなことを現在審議していただいております。そのことについて、現在答申を受けていません。

また、このたびの総務経済常任委員会において、下水道料金改定について取り上げていただいております。したがって、その委員会の中で、これまでの2年間の経緯と、それから運営審議会の意見等々、詳細について申し上げますので、改定幅については差し控えさせていただきたいと思います。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） 了解しました。

では、単刀直入に聞かせてもらいます。今回の来年の使用料改定は、基準外補助金を解消するためか。それから、さっき経費回収率が100%満たなかったの、そこを100%にするためか、あるいは将来の施設更新財源確保するためか。その根拠を明確に、どれに当たるかお答え願いたいと思います。

◇議長（新井賢次君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 料金改定の必要性、今、羽鳥議員からご質問があったとおり、様々

なところが不足している。また、様々なところで変えていかなければいけない部分というところがございます。具体的には、先ほどから出ています基準外繰入れ、これについては独自採算ということであれば、これは使用される方からの負担で行うべきというところ、言ってみれば税金を投入するところではないということ。また、維持管理につきましては、経営回収、これによるもの。今町では約70%程度の回収しかできておりません。一方で、水道については、もう100%を超えているというところ。ですので、行く行くはそういった水準まで持っていきたいというところ。です。

また、これまで40年間改定がなかったといったところ、こういったときに、やはりこれから、今がよければではなくて、これからも考えてのところが必要となると思いますので、そういったもろもろの事情、もろもろの状態を考えながら経営をやっていかなければいけない状態でございます。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） いろいろ幾つかの選択肢を出しましたが、全てが該当するというようなことでした。町長の答弁の中で、下水道の使用料、上水道も含めてなのですけれども、県平均と比べての玉村町の額が示されておりまして、下回っておりましたが、例えば下水道につきまして、一般家庭20立米の使用時とか、そこら辺は答弁する側に任せますけれども、近隣の前橋市、伊勢崎市、高崎市、藤岡市と比べて、おおむね高い低いかでいきますと、現状はどのようになっていますか。また、その改定は、総務経済常任委員会のほうでおおむね、大体の説明されるというようなことで、そこで承知させていただきたいと思っておりますけれども、現状においては近隣と比べてどうでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 近隣市町村等の比較ですが、直接料金についての比較、個々には行っておりません。ただし、町長からのお話があったとおり、現在群馬県内の平均、水道、下水道ともに玉村町は安価であるという事実もございます。今後、当然料金の改定を行っていきますと、そういった平均を超える時期、超える期間があると思われ。ただ、これは玉村町に限ったことではなく、どこの市町村も抱えている、どこの水道事業、下水道事業も抱えている問題です。それを解決するため今広域化ですとか、流域の話ですとか、この辺を推奨されてはいるものの、全て足並みそろえるというのが非常に厳しい中、まずは玉村町が独自でやっていくための、そういったものを皆さんにご理解いただきながら、料金を適切に設定していきたいと考えております。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） ありがとうございました。

では、やはり行政側の経営努力ということもお聞きしまして、下水道事業につきましては、使用料

の料金改定を来年４月お願いするのであれば、経営努力という面で、例えば流域下水道負担金を抑制するとか、維持管理業務を見直すとか、電力料金削減のための施設改修を行うとか、現在の施設統廃合、長寿命化に向けたハード面の整備を行うとか、ちょっと例示しましたけれども、どのような経費削減を行った上で、あるいは行い続ける中での使用料の改定を行いたいと考えているのか、ご答弁いただきたいと思います。

◇議長（新井賢次君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 下水道事業、これまで大きな費用を投資しました。今後もそのような状態になるかといったところなのですけれども、建設費、新設につきましては、工事がかなり難解だということと、時間と、それから費用をかけてきたわけなのですけれども、今後維持管理につきましては、下水道事業につきましては、ご承知のとおり、流域下水道、県央水質浄化センター、こちらのほうに最終的な処理場がございます。町が所有しているものについては管渠、それから管渠に含まれるマンホールポンプといったところです。ただ、その延長にしますと約２２０キロメートル、大きさがいいますと２００ミリから最大８００ミリまでといった管が道路内に走っていると。八潮市の事故のように下水道の管が破損すると大きな事故につながるということで、それを事前に防止するといった防止対策、この辺をしていかなければいけないというような、これからかかる費用にはいろいろなものも含まれます。

特に県央水質浄化センター、こちら町も町の施設と同様にこれまで値上げをしてこなかったということもありますし、これまでは何とか今の施設で保てたというような状況が本当に一変して、これから手を加えないとという状況です。そうしますと、当然維持管理負担金、これについては増加することが考えられます。

そうした中で、どういった経営努力というところなのですけれども、下水道につきましては、現在経営努力も精いっぱいの状態と言ってもよろしいかと思います。それには、人員、それからかかる経費、いろんなところで努力はしているものの、経費削減については非常に厳しい状態。これを今の状態で保つというのは一番の課題でもありますし、それから先ほど申し上げたとおり、町長からの答弁にもありました、約７７億円の起債額、これをどのように償還していくかというところ、こちらについてやはり使用料についてございますので、経営努力、当然いたしますが、そういった起債を償還するために、これについては料金改定を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◇議長（新井賢次君） ７番羽鳥光博議員。

〔７番 羽鳥光博君発言〕

◇７番（羽鳥光博君） 下水道の使用料につきまして４０年間ぶりに予定したいということで、昭和６１年ですか、４０年前といいますと。それ以来、下水道の使用料については料金改定してこなかったというようなことで、それまでの町の努力ということも経営努力の一つではないかというようなこ

とで、いよいよ借金、企業債の元利償還金の返済に向けて、町からの補助金をいただいているところで、もう限界が来ているというようなところで、それも経営努力と見て、やむを得ない時期だということの説明と受け止めました。

これにつきましては、町長にちょっとお尋ねしたいのですけれども、実は令和7年4月1日に水道料金を20%、令和6年4月に上げたということで条例改正がされまして、議会でも賛成全員で可決したわけなのですけれども、令和5年9月議会で、私のほうで、水道料金改定については減免措置をして、富岡市などがやっていたのですけれども、どうかということをお話ししたら、令和5年12月議会で水道料金基本料金を減免する補正予算案が出て、これは全員が賛成して可決したところでして、令和6年度には国の交付金を使って6か月間ほど減免されたのです。前橋市役所も、今年の5月の新聞を読んでいますと、水道料金を6月から9月まで4か月間ほど基本料金を減免するというこの記事が出ておりまして、物価高対策交付金を充てるということで、やはり諸物価高騰とか生活困窮、いろんなところで、人間のライフステージ、ライフサイクルの中で、生きる上で大切な水道について光を当ててくれたというようなことで、やはり来年、下水道をそのような見込みであるのであれば、私は今ある物価高対策交付金、あるいは今国は補正予算、3兆円ほどの補正予算を国会に上程して、あした議決、成立する予定だと聞いておりまして、中身を新聞等で見ますと、1,000億円ほど地域支援事業交付金、市町村長の判断で自由に使えるお金を盛り込むという予算であるというのを聞いておりますものですから、こんなことで町長のほうには大変悪いタイミングで、前町長、その前の町長も水道料金改定ができなかった。また、下水道については、今回英断をもって来年、経営努力とか、時期が来たとか、いろいろあるのですけれども、その結果として予定されているようだけれども、その前処理段階として、こういう交付金を使った住民への料金改定に向けての基本料金減免について、上水道も下水道も含めてお考えどうでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今6月から、1人1万円の商品券ということで物価高騰対策、これは昨年度からやっているわけなのですけれども、今政府がやろうとしている、その規模感ちょっとまだ分からないのだけれども、そんなに大きくはないと思うのです。しかし、物価高騰というものが深刻で、どこまで行くか分からないというような中で、どんな形で対応していくのがいいかというのはまだ未定です。未定だけれども、過去において水道の減免という形での対応を取った経緯もありますので、いろいろ協議しながら決めていくことになるかと思います。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） 以前も、町長には議会で私の一般質問に答えていただきまして、議事録から取ってきましたけれども、令和6年度に水道料金の期間、半年間の減免を行い、町内の生活者と事業

者を幅広く支援していきたいと町長の提案説明がありまして、議会で全員賛成で原案可決されたわけ
でして、ぜひ何らかの対応を上水道、下水道につきまして対応されることをお願いしたいと考えてお
ります。

それでは、次の質問に行かせてもらいます。２番目の電動アシスト自転車購入費補助金支給制度の
創設についてなのですが、これは今答弁の回答を見ますと、なかなかそう簡単にはいかないと
いうことで、いろんな危ない部分もあるというようなことですし、スピードも出るので、大きな事故
になるとか難しい面もあるかと思えますけれども、高校生に対する通学定期券補助の制度が始まって
おりまして、自転車をこいで片道１０キロ、往復ですと２０キロを超えるような通学区のほうの高校
へ行っている高校生もいるものですから、他市町村の状況を踏まえますと、数は少ないけれども、一
定額の補助金を出しているところもあると、答弁の中でもお話がありました。

担当課長にまずお聞きしたいのは、２つほど、自治体は挙げていただけてはいたけれども、や
っているところがあるという実態について、まずお聞きしたいと思います。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤智彦君発言〕

◇環境安全課長（齋藤智彦君） 県内における電動アシスト自転車に対する補助の状況、こちらをご
報告させていただきたいと思えます。

まず、令和７年度まででやめてしまったのですが、桐生市、こちらが環境都市推進補助金制
度という補助制度の中で、住宅用の太陽光発電システムですとか蓄電池の補助、そういったものに加
えまして電動アシスト自転車、補助メニューとしてあったというものでございます。そちらがこの環
境に対する補助として組み込まれていた意図は、自動車からの交通や移動手段の転換を促すことが目
的でした。条件の中にも、運転免許を持っている人、または運転免許を自主返納した人という条件が
課されておりました。補助対象ですが、電動アシスト自転車本体に係る補助が購入金額の４分
の１まで、上限が１万５，０００円ということです。それから、同時に購入をした自転車用のチャイ
ルドシートに対しても購入金額の２分の１、こちらは上限５，０００円で補助のメニューがありまし
た。担当の方に実績をお伺いしたところ、令和６年度は５７件利用があった。令和７年度は４８件の
申請があったと伺っております。こちらが終了した理由ですが、町長の答弁もありますとおり、
おおむね普及がなされたかと判断したので、補助を終了したと伺っております。

続きまして、令和８年度から、新規に始まったところもございまして、こちらが館林市になります。
館林市は、もともと脱炭素ライフスタイル推進補助金という制度がございまして、桐生市と同じよう
にリチウムイオン電池ですとか、自動車用の充放電システムというのですが、要はＥＶ、電気
自動車とか、プラグインハイブリッド車の大容量のバッテリー、これを家庭用でも使えるようなシス
テム、こちらをまず持っているというのが条件でした。そういった電力のサイクル体系をなす中で、
補助対象メニューとして今回の電動アシスト自転車も令和８年度から拡充として入れたということで

ございます。補助金につきましては、購入費用の2分の1、上限が2万円分までとなっております。
以上です。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） 補助制度をいろいろEVに引っかけて、運転免許を所持している者とか条件があるようだけれども、実際館林市でも補助制度が始まりましたし、桐生市は令和7年度をもってやめたようだけれども、実際群馬県内でもそういった自治体もあるようですから、引き続き地元企業の技術者、太陽誘電八幡原工場には議員さん皆様もお誘いして試乗に行ってきましたけれども、なかなかいいテストコースを持ったところが近隣にあるのだなと思いました。

あと高校生支援、それから脱炭素化とか交通安全にも結びつけた玉村町らしい制度として、今後検討していただきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

最後の、お昼のサイレンの復活についてお聞きしますけれども、月に1回だけは動作確認等で消防署で鳴らしているということが言われました。いろんな問題があるので、これはなかなか前に進めることはできないということなのだけれども、町として、実際私もほかの議員さんの意見や町からの答弁を聞いておりまして、どうかななんて思いながら聞いていたのですけれども、実際私もそのような要望を受けて、いろいろ調べてみますと、過去はやっていたし、またお昼にお仕事して、田植、田んぼ、稲刈り、いろんなことをやる中で、スマホや腕時計見ることよりは、少し鳴らしていただいたほうが、お昼が来たのだなということに気づけると考えると、苦情があるよりはよろしいかなと思うので、試行的に区長会とか何かの機会でお聞きをしていただく等して、意向調査をしていただくということで捉えて、これを少し前向きに考えてみる余地はありますか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤智彦君発言〕

◇環境安全課長（齋藤智彦君） お答えいたします。

町長の答弁にもありましたけれども、近年、特にテレワークで在宅勤務の方が増えてきたと感じておりまして、別件ですけれども、保育所とか小学校から聞こえてくる運動会の練習の音なども、ちょっと仕事に支障が出るというような苦情も寄せられているところでございます。

また、町長の答弁にありまして、繰り返しですけれども、消防団員の火災時の招集のための吹鳴ということでして、現在は全分団が出動する第2出動からのみ本番では使っているということでございます。試験吹鳴としては月1回の吹鳴で特に問題ないと考えておりますが、羽鳥議員のおっしゃるとおり、いろんな議員さんからも、この要望、ご質問いただいておりますので、何らかの機会にそういったニーズを聞く機会があれば聞いてみたいと思います。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） 町長はじめ、関係担当課長さんのご答弁ありがとうございました。これにて質問を終わらせていただきます。

◇

○散 会

◇議長（新井賢次君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、散会といたします。

なお、明日5日は午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後0時22分散会